

こさい高齢者プラン

湖西市老人福祉計画・湖西市介護保険事業計画

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

令和3年3月

湖 西 市

目次

第1章	計画の目的と背景	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の位置づけ	2
4	第8期介護保険事業計画策定のポイント	3
第2章	湖西市の高齢者を取り巻く状況	7
1	高齢者人口の推移	7
2	アンケート調査結果（一部抜粋）	10
3	将来推計	25
第3章	計画の基本的な考え方	28
1	計画の基本理念	28
2	湖西市版地域包括ケアシステムの充実に向けた重点施策	29
3	事業体系	32
4	日常生活圏域の設定	33
第4章	基本方針に基づく分野別施策	34
1	地域包括ケアシステムの充実	34
2	介護予防の促進	43
3	介護サービスの充実	60
4	高齢者等を支える福祉環境の整備	76
5	サービス提供システムの構築	94
第5章	介護保険対象サービスの事業量および 事業費の見込み	98
1	介護保険サービス利用の見込み	98
2	給付費の見込み	100
3	介護保険費用の見込み	107
第6章	介護給付等に要する費用の適正化（第5期湖西市介護給付適正化計画）	110
1	要介護認定の適正化	110
2	ケアプランの点検	112
3	住宅改修等の点検	113
4	縦覧点検・医療情報との突合	115
5	介護給付費通知	117
6	給付実績の活用	118
7	要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮	119
第7章	計画の推進体制	120
1	総合的な推進体制の構築	120
2	計画の評価・検証	120
3	計画の周知・啓発	120
資料編		121
1	策定経過	121
2	湖西市高齢者プラン推進委員会委員名簿	122
3	施設一覧（令和2年12月時点）	123
4	用語解説	129

第1章 計画の目的と背景

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化は急速に進行しており、深刻な問題となっています。人口減少が進む中で、高齢者数は今後も増加することが予測されており、団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年、そして、2040年には団塊ジュニア世代が65歳に到達するため、生産年齢人口の減少や高齢者数の増加、さらには介護ニーズがさらに高まっていくことが考えられます。また、介護人材の不足や介護離職等、高齢者福祉に関わる様々な問題は深刻化しており、高齢者福祉を取り巻く現状は大きく変化しています。

湖西市においても例外ではなく、総人口は減少傾向にある一方で、高齢化率は年々増加しています。介護や医療といった社会保障の負担が現役世代に重くのしかかる一方で、今後も高齢者福祉に関するニーズは多様化していくことが予測されます。

このような状況の中で、本市では平成30（2018）年3月に、一人ひとりの高齢者が住み慣れた地域で自分らしく元気に生活していくことができるよう、湖西市版地域包括ケアシステムの推進をめざし、様々な高齢者福祉施策の展開および効率的・効果的な介護保険事業の運営を進めるために、「健やかで幸せな いきいき高齢社会をめざして」を基本理念とし、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度を計画期間とする「こさい高齢者プラン」を策定し、高齢者福祉を推進してきました。

この度、令和2（2020）年度で計画期間が終了すること、また、湖西市版地域包括ケアシステムをさらに推進し、健やかで幸せないきいき高齢社会を実現するために、新たな計画を策定します。

2 計画の期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。

本計画では、令和7（2025）年、さらには令和22（2040）年までの中長期的な視野に立つとともに、計画期間中において社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

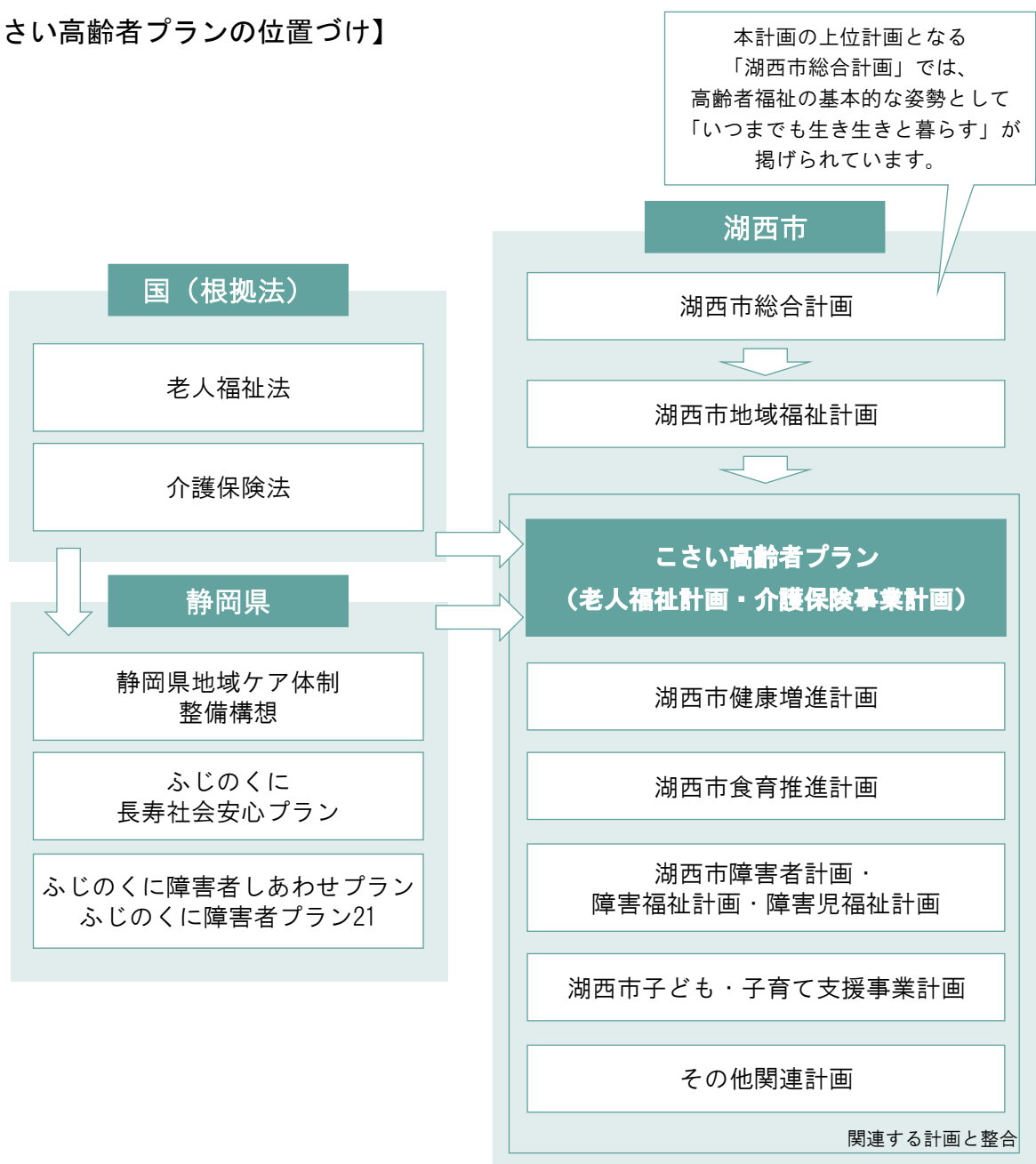
令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
前回計画 の見直し	第8期（本計画）			中長期的な視点 		
				令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点 		
				第9期（次期計画）		

3 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体のものとし、3年を1期として策定するものです。

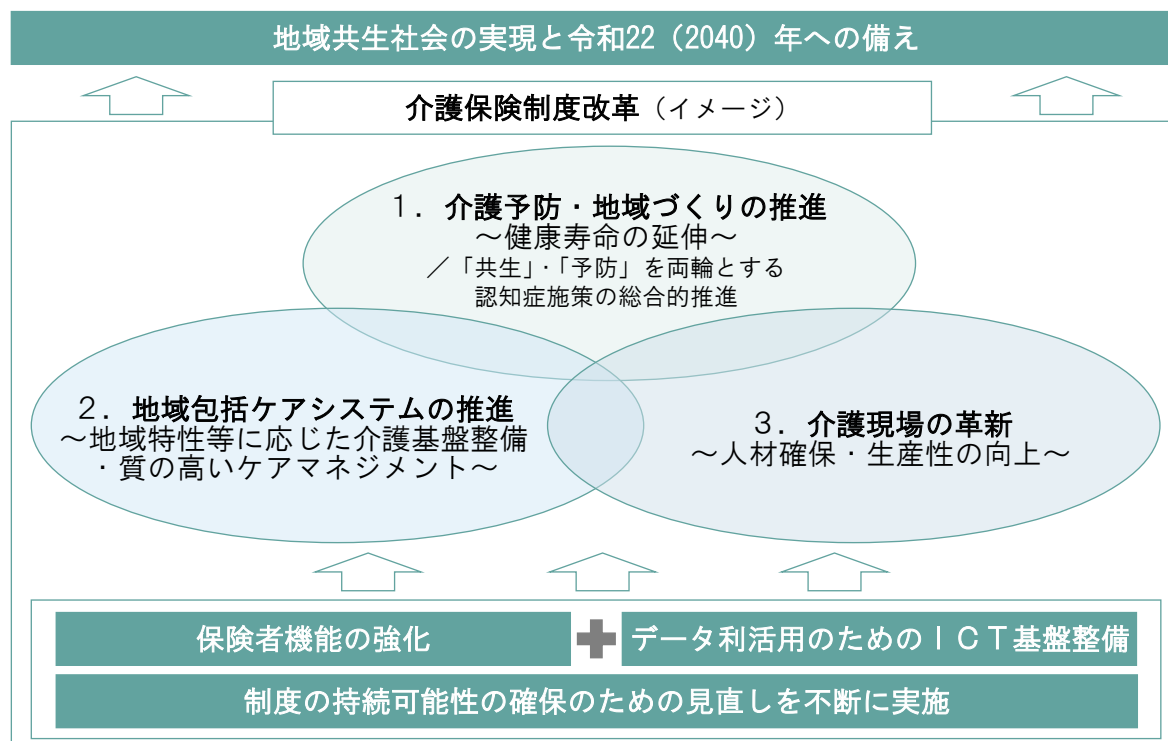
策定にあたっては第7期計画の基本的な考え方を継承し、継続性のある計画とするとともに、老人福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とした「こさい高齢者プラン」として策定します。また、総合計画を上位計画とし、高齢者福祉に係る「健康こさい21」や「湖西市食育推進計画」、「湖西市第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」等の高齢者福祉に関連する計画と整合性を持って策定します。

【こさい高齢者プランの位置づけ】



4 第8期介護保険事業計画策定のポイント

近年の状況を踏まえて、社会保障審議会介護保険部会（令和元（2019）年12月27日）では、3つの方針と、それを推進するために重要な取り組みを介護保険制度の見直しの意見として提示しています。



資料：社会保障審議会介護保険部会（令和元（2019）年12月27日）資料より

また、全国介護保険担当課長会議（令和2（2020）年7月31日）では、重要な取り組み等に関して提示しており、以下の7点が重要なポイントとなります。

①令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

【考え方】

- ◆ 令和7（2025）年、令和22（2040）年に向け、地域により高齢化の状況、介護需要が異なることが想定される。
- ◆ 介護需要の大きな傾向を把握した上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要。
- ◆ 介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みに合わせて過不足ないサービス基盤の整備や都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要。

【計画への対応】

- ◆ 地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定すること。
- ◆ 基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえることが必要。【第7期より継続】
- ◆ 指定介護療養型医療施設の設置期限（令和5（2023）年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載すること。

②地域共生社会の実現

【考え方】

- ◆ 地域共生社会の理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要。

【計画への対応】

- ◆ 地域共生社会の実現に向けた考え方や取り組みについて記載すること。

③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

【考え方】

- ◆ 高齢者等が社会で役割を持ち活躍できる多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防・健康づくりの取り組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが求められる。

【計画への対応】

- ◆ 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載すること。
- ◆ 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載すること。
- ◆ 就労的活動支援コーディネーターによる高齢者個人の特性や希望に合った就労的活動のコーディネートといった取り組み内容を追記すること。
- ◆ 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を作成すること。
- ◆ 総合事業の費用や事業者・団体数、利用者数について見込むよう努めること。
- ◆ 市町村の判断により、希望する要介護者が総合事業の対象となり得ることに留意する旨を記載すること。
- ◆ 通いの場について、国の目標を勘案して目標設定することが望ましい旨を記載すること。
- ◆ 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載すること。
- ◆ 在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえ記載すること。
- ◆ 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標を国が示す指標を参考に記載すること。
- ◆ PDCAサイクルについて、データの利活用の推進やそのための環境整備について記載すること。

④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

【考え方】

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取り組みが進み、その質の確保や、適切にサービス基盤整備することが求められている。

【計画への対応】

- ◆ 住宅型有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載すること。
- ◆ 住宅型有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅に対する指導監督の徹底等による質の確保を図ること。
- ◆ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況を踏まえて計画を作成し、サービス基盤整備を適切に進めること。
- ◆ 都道府県が住宅型有料老人ホームの届出に関する情報を市町村へ通知する取り組みにより情報連携を強化すること。（法案成立後）

⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

【考え方】

- ◆ 認知症施策推進大綱に基づき「共生」と「予防」を車の両輪とした5つの柱に基づく認知症施策が進んでいる。

【計画への対応】

- ◆ 5つの柱に基づく認知症施策を記載すること。
（普及チームオレンジの設置および「通いの場」の拡充について記載すること）
- ◆ 教育等他の分野との連携に関する事項について記載すること。

認知症施策推進大綱の5つの柱

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および業務効率化の取り組みの強化

【考え方】

- ◆ 令和 7（2025）年以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、人材確保を都道府県と市町村が連携し、計画的に進める必要がある。

【計画への対応】

- ◆ 介護職員に加え介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載すること。
- ◆ 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載すること。
- ◆ 総合事業等の担い手確保に関する取り組みの例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載すること。
- ◆ 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載すること。
- ◆ 文書負担軽減に向けた具体的な取り組みを記載すること。
- ◆ 高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的な実施に関する具体的な取り組み（支援）方針を記載すること。

⑦災害や感染症対策に係る体制整備

【考え方】

- ◆ 日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要である。
- ◆ 日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要である。

【計画への対応】

- ◆ 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載すること。

第2章 湖西市の高齢者を取り巻く状況

1 高齢者人口の推移

(1) 高齢者人口の推移

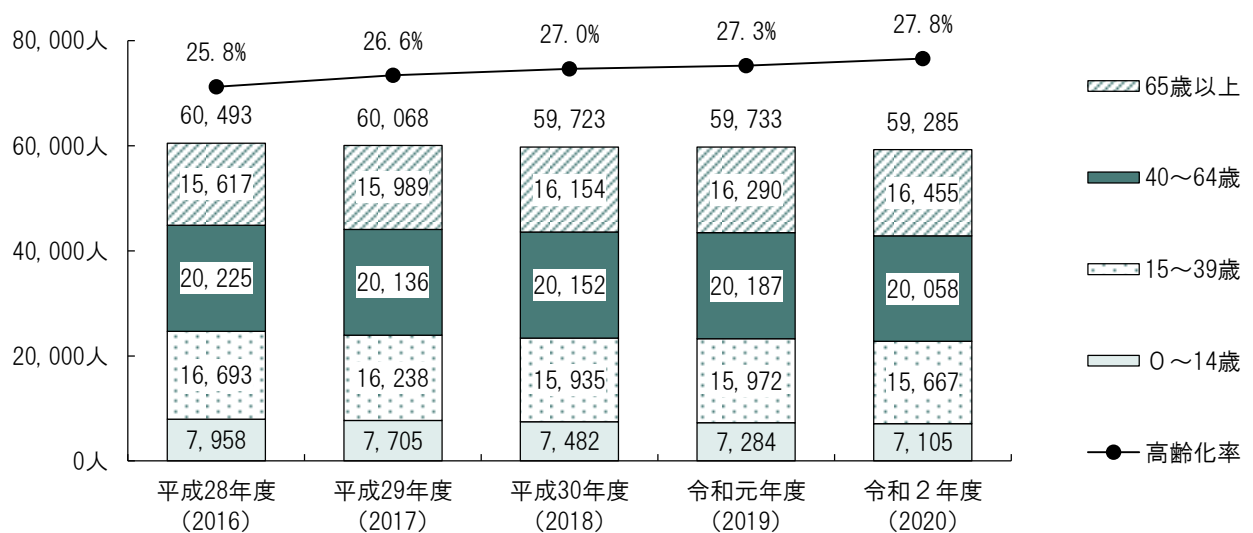
本市の総人口と高齢者人口の推移については、総人口は微減、高齢者人口は増加で推移しており、高齢化率については平成28（2016）年度から令和2（2020）年度にかけて2.0ポイント増加しています。なお、前期高齢者・後期高齢者人口の割合はおおむね横ばいで推移しています。

【総人口と高齢者人口の推移】

	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
総人口（人）	60,493	60,068	59,723	59,733	59,285
高齢者人口（人）	15,617	15,989	16,154	16,290	16,455
前期高齢者人口（人）	8,367	8,454	8,401	8,292	8,345
後期高齢者人口（人）	7,250	7,535	7,753	7,998	8,110
高齢化率（％）	25.8	26.6	27.0	27.3	27.8

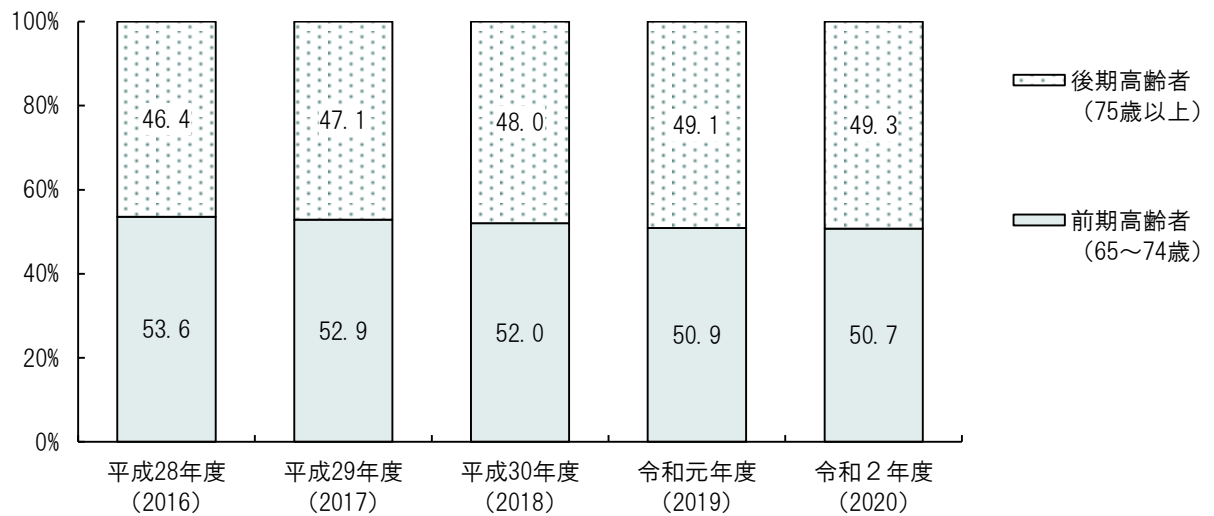
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【総人口と高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【前期高齢者・後期高齢者人口の割合の推移】

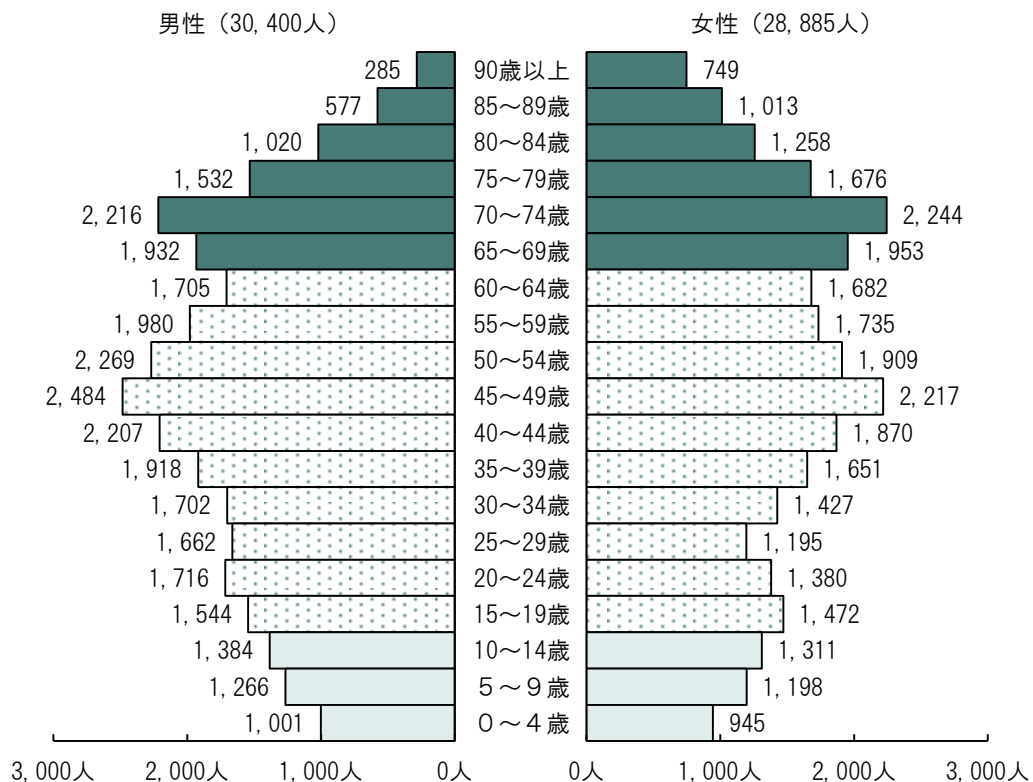


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

（２）人口構造

本市の人口構造については、70歳代前半および40歳代後半の年齢層の割合が高くなっており、65歳以上では男性よりも女性が多くなっています。

【人口ピラミッド】



資料：住民基本台帳（令和2（2020）年10月1日現在）

(3) 世帯数の推移

本市の高齢者世帯数については、年々増加しており、平成27年の65歳以上高齢者のいる世帯は全体の42.8%と、全国よりも高く、静岡県よりも低い割合となっています。また、平成27（2015）年では、高齢者夫婦のみ世帯が9.0%、高齢者単身世帯が7.3%と、いずれの世帯も全国および静岡県より低くなっていますが、いずれの世帯も平成17（2005）年から割合が増加しています。

【湖西市の高齢者世帯の推移】

	平成17年 (2005)		平成22年 (2012)		平成27年 (2015)	
	世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)
一般世帯	15,388	100.0	21,603	100.0	22,526	100.0
高齢者のいる世帯	5,022	32.6	8,316	38.5	9,632	42.8
高齢者夫婦のみ世帯	756	4.9	1,500	6.9	2,038	9.0
高齢者単身世帯	625	4.1	1,155	5.3	1,642	7.3

資料：国勢調査

【静岡県の高齢者世帯の推移】

	平成17年 (2005)		平成22年 (2012)		平成27年 (2015)	
	世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)
一般世帯	1,346,952	100.0	1,397,173	100.0	1,427,449	100.0
高齢者のいる世帯	517,530	38.4	583,403	41.8	653,446	45.8
高齢者夫婦のみ世帯	88,874	6.6	112,291	8.0	142,477	10.0
高齢者単身世帯	82,716	6.1	106,279	7.6	139,262	9.8

資料：国勢調査

【全国の高齢者世帯の推移】

	平成17年 (2005)		平成22年 (2012)		平成27年 (2015)	
	世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)
一般世帯	49,062,530	100.0	51,842,307	100.0	53,331,797	100.0
高齢者のいる世帯	17,204,473	35.1	19,337,687	37.3	21,713,308	40.7
高齢者夫婦のみ世帯	3,586,720	7.3	4,339,235	8.4	5,247,936	9.8
高齢者単身世帯	3,864,778	7.9	4,790,768	9.2	5,927,686	11.1

資料：国勢調査

2 アンケート調査結果（一部抜粋）

（１）調査の概要

本調査は、令和２年度に「こさい高齢者プラン」の見直しを行うにあたり、湖西市の介護保険制度への意識や実態を把握し、老人福祉計画・介護保険事業計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

①調査対象

高齢者一般調査：湖西市在住で65歳以上の方

在宅要支援認定者調査：湖西市在住で要支援認定を受けている方

総合事業対象者調査：湖西市在住で総合事業の対象となっている方

在宅要介護認定者調査：湖西市在住で要介護認定を受けている方

②調査方法

郵送配付・郵送回収

③調査期間

令和２年１月10日（金）～１月31日（金）

④回収状況

	発送数	有効回収数	有効回収率
高齢者一般調査	800票	662票	82.8%
在宅要支援認定者調査	200票	162票	81.0%
総合事業対象者調査	200票	170票	85.0%
在宅要介護認定者調査	800票	521票	65.1%

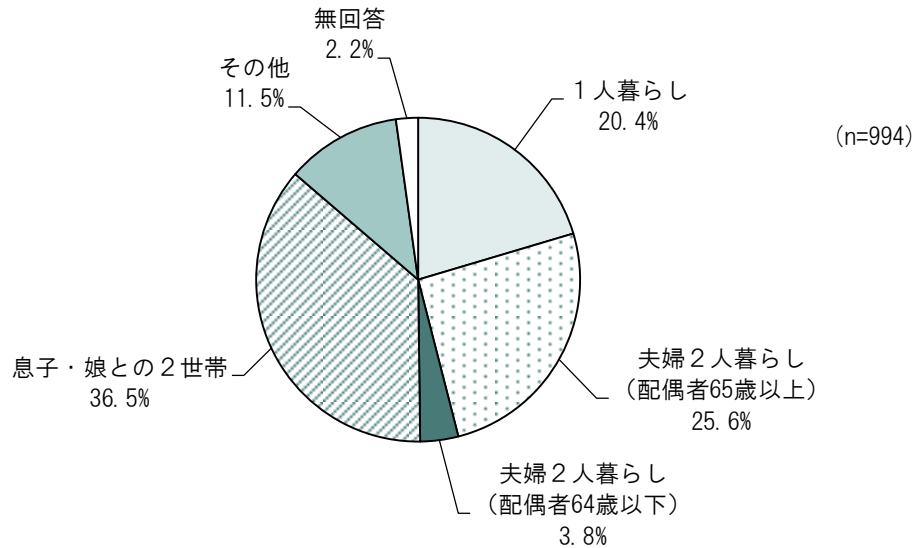
⑤調査結果を見る際の注意点

- （１）基数となるべき実数は調査数、nとして記載しています。
- （２）比率はすべて百分率で表し、小数点以下第２位を四捨五入して算出しています。
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- （３）１つの質問に２つ以上答えられる複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- （４）紙面の都合上、選択肢を省略して記載した設問があります。

(2) 高齢者一般・要支援認定者・総合事業対象者調査結果

①家族構成

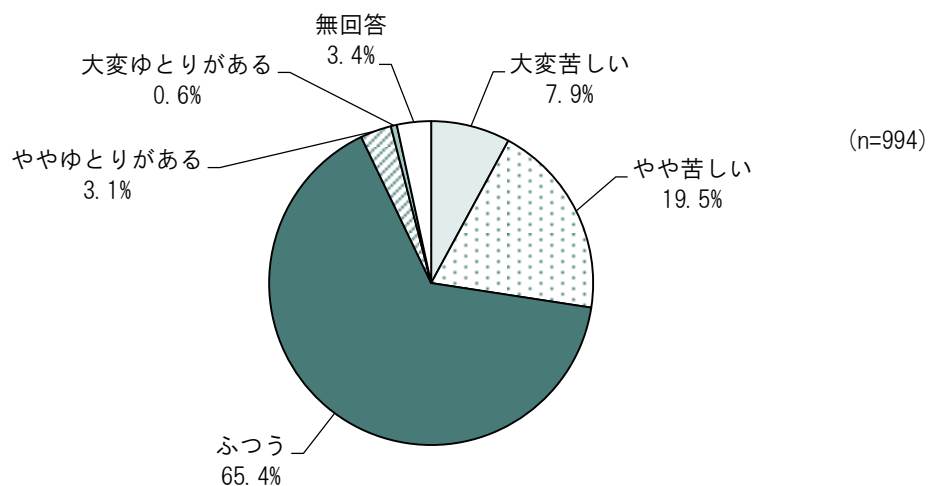
問 家族構成をお教えてください。(1つを選択)



「息子・娘との2世帯」が36.5%と最も多く、次いで「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が25.6%、「1人暮らし」が20.4%などとなっています。

②経済的な暮らしの状況

問 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか。(1つを選択)

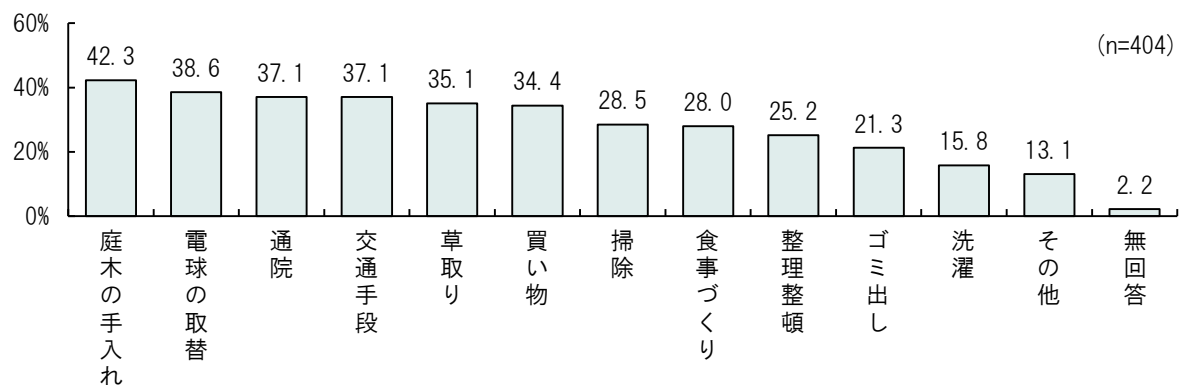


「ふつう」が65.4%と最も多く、次いで「やや苦しい」が19.5%、「大変苦しい」が7.9%などとなっています。

③生活における困りごと

前の問で困りごとが「1. ある」を選択した方

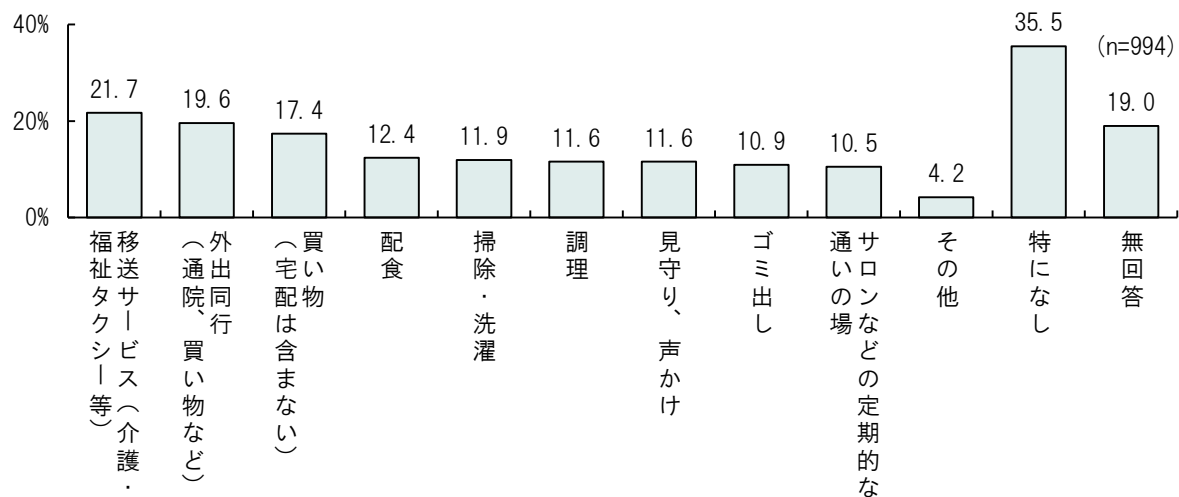
問 生活における困りごととはどのようなことですか。(いくつでも)



「庭木の手入れ」が42.3%と最も多く、次いで「電球の取替」が38.6%、「通院」と「交通手段」が37.1%などとなっています。

④今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

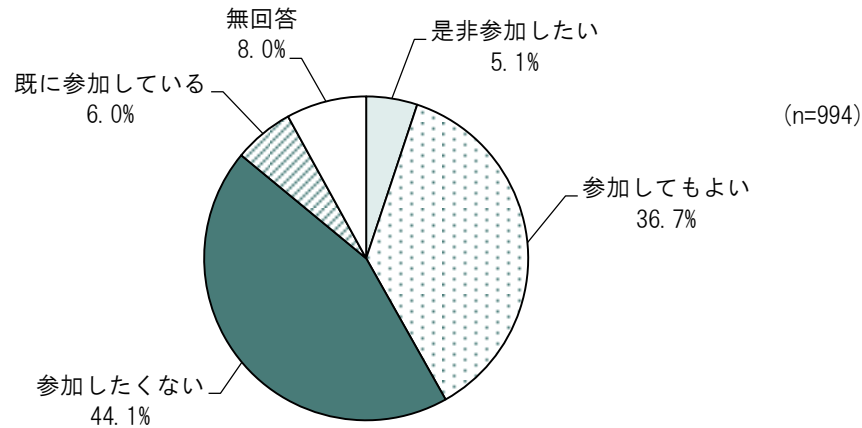
問 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください。(いくつでも)



「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が21.7%と最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が19.6%、「買い物（宅配は含まない）」が17.4%などとなっています。また、「特になし」が35.5%となっています。

⑤地域づくりの参加者としての参加意欲

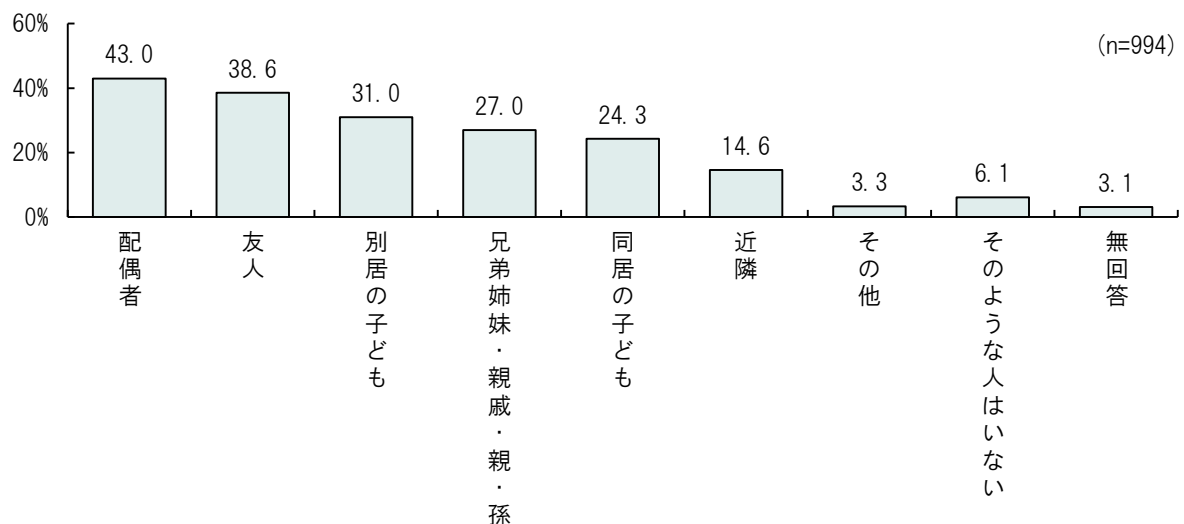
問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。（1つを選択）



「是非参加したい」が5.1%、「参加してもよい」が36.7%、「参加したくない」が44.1%、「既に参加している」が6.0%となっています。

⑥心配事や愚痴を聞いてくれる人

問 あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人。（いくつでも）

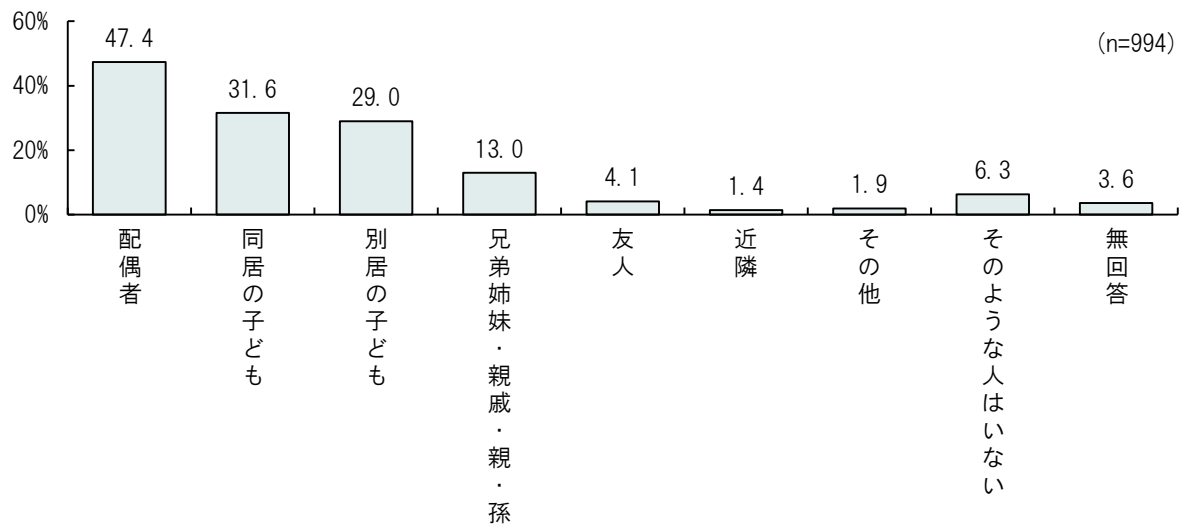


「配偶者」が43.0%と最も多く、次いで「友人」が38.6%、「別居の子ども」が31.0%などとなっています。

⑦病気で寝込んだときに看病や世話をしてくれる人

問 あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人。

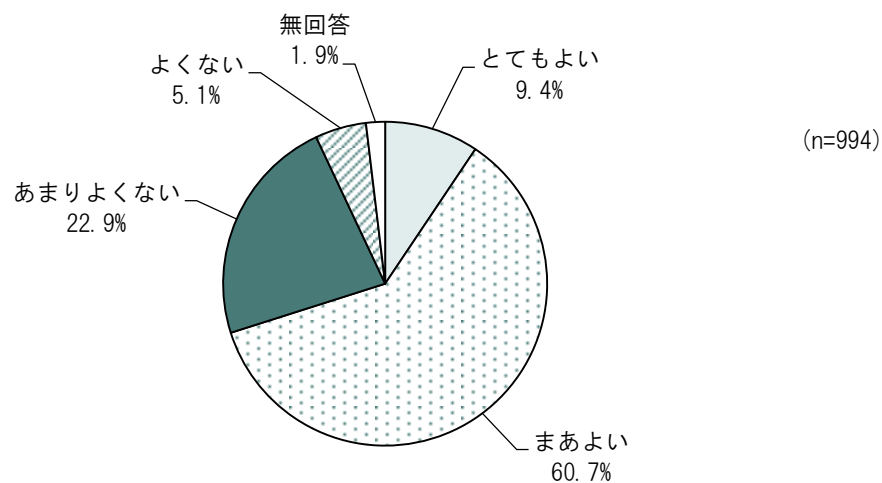
(いくつでも)



「配偶者」が47.4%と最も多く、次いで「同居の子ども」が31.6%、「別居の子ども」が29.0%などとなっています。

⑧現在の健康状態

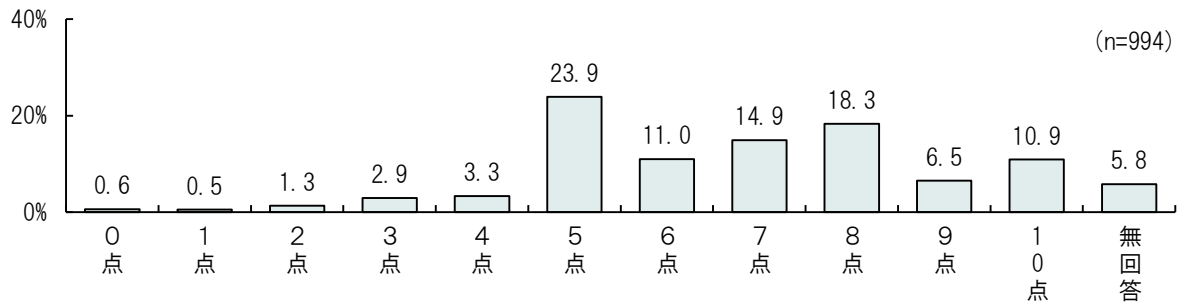
問 現在のあなたの健康状態はいかがですか。(1つを選択)



「とてもよい」が9.4%、「まあよい」が60.7%、「あまりよくない」が22.9%、「よくない」が5.1%となっています。

⑨幸福度

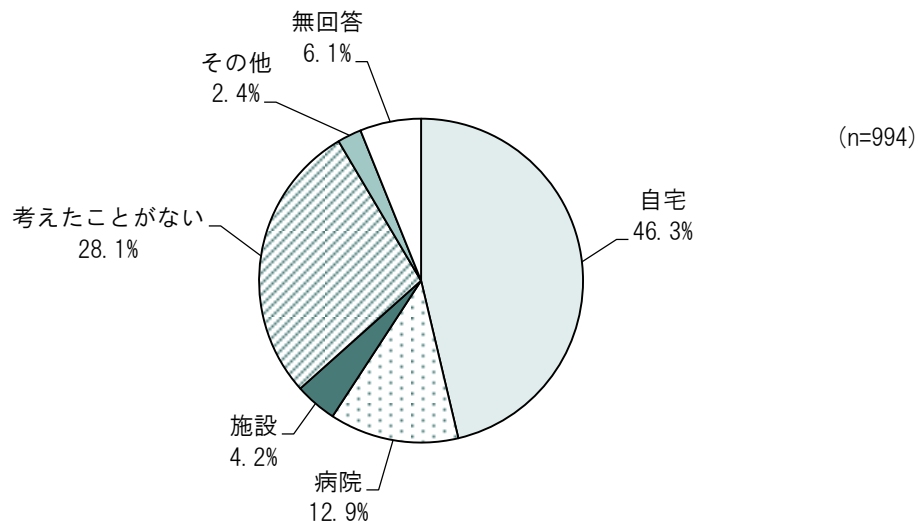
問 あなたは、現在どの程度幸せですか（「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点としてご記入ください）。（1つを選択）



「5点」が23.9%と最も多く、次いで「8点」が18.3%、「7点」が14.9%などとなっています。

⑩最後を迎えたい場所

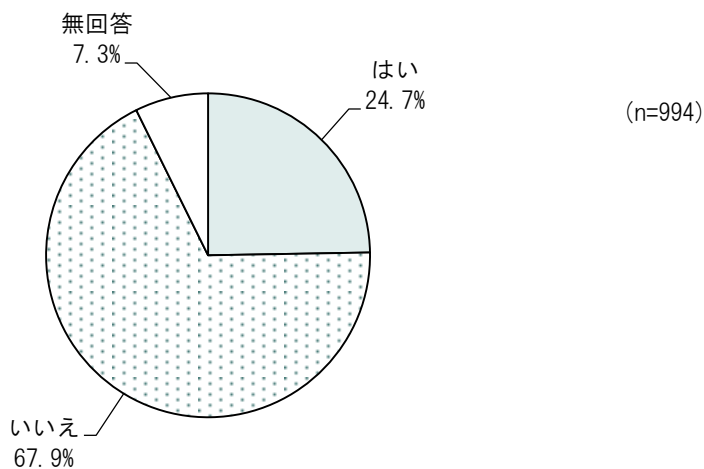
問 ご自身の最後はどこで迎えたいと考えていますか。（1つを選択）



「自宅」が46.3%と最も多く、次いで「考えたことがない」が28.1%、「病院」が12.9%などとなっています。

⑪認知症に関する相談窓口の認知度

問 認知症に関する相談窓口を知っていますか。（1つを選択）

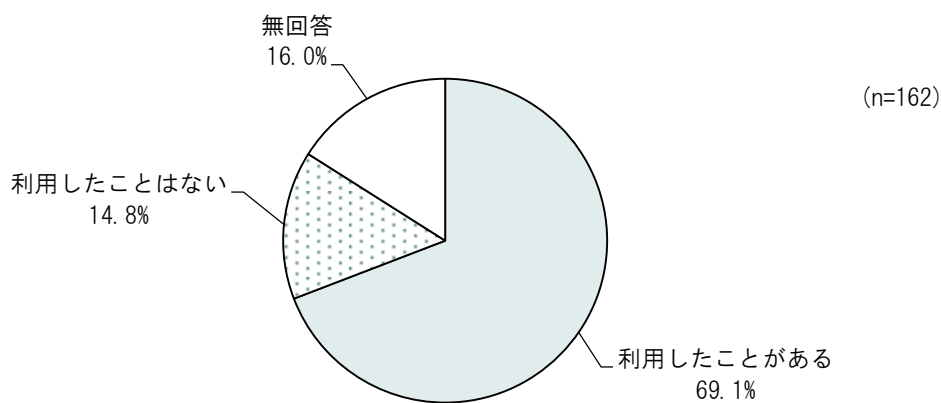


「はい」が24.7%、「いいえ」が67.9%となっています。

⑫介護保険サービスの利用の有無

前の問で介護度「2. 要支援1」「3. 要支援2」を選択した方

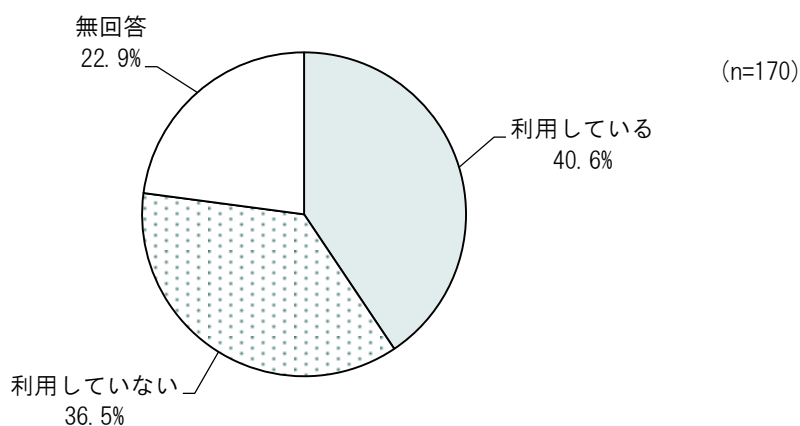
問 介護保険サービスを利用したことがありますか。（1つを選択）



「利用したことがある」が69.1%、「利用したことはない」が14.8%となっています。

⑬総合事業のサービスの利用状況【総合事業対象者のみ】

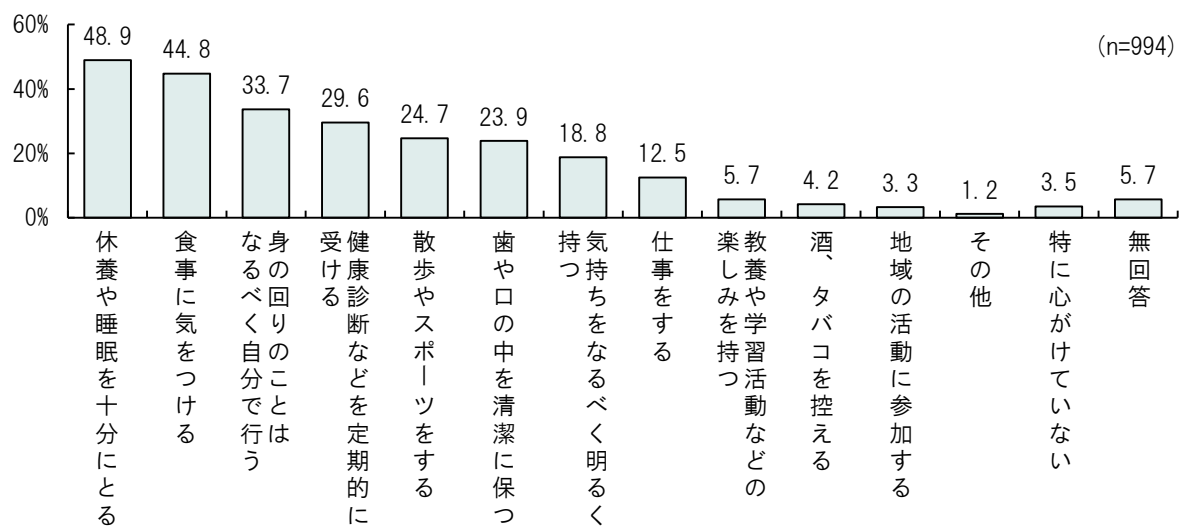
問 総合事業のサービスを利用していますか。（1つを選択）



「利用している」が40.6%、「利用していない」が36.5%となっています。

⑭健康のために心がけていること

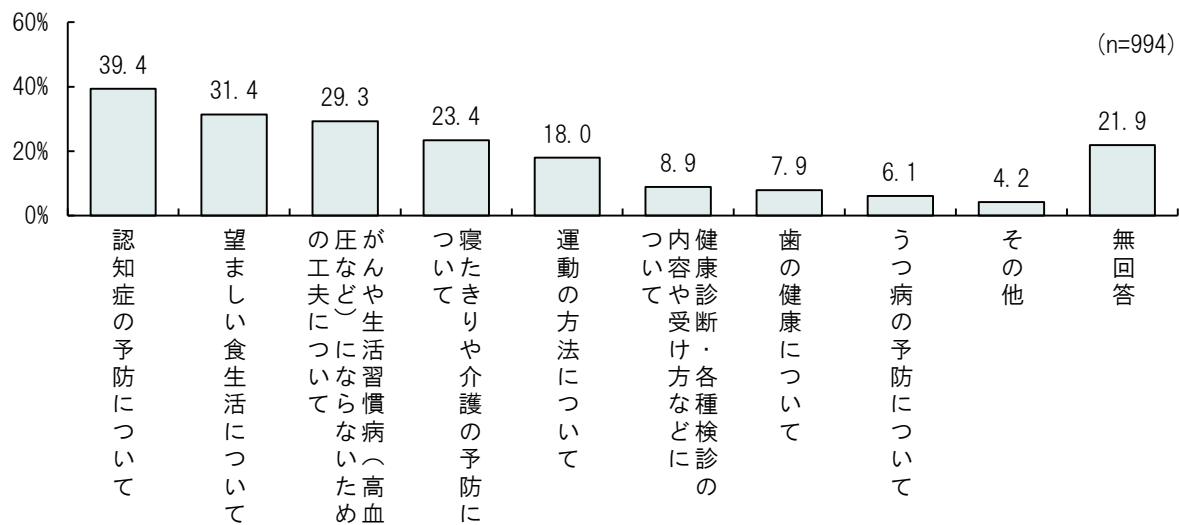
問 ご自分の健康のためにどんなことを心がけていますか。（3つまで）



「休養や睡眠を十分にとる」が48.9%と最も多く、次いで「食事に気をつける（栄養バランスを意識する、体に良い食べ物をとるなど）」が44.8%、「身の回りのことはなるべく自分で行う」が33.7%などとなっています。

⑮健康について知りたいこと

問 健康についてどのようなことが知りたいですか。（3つまで）

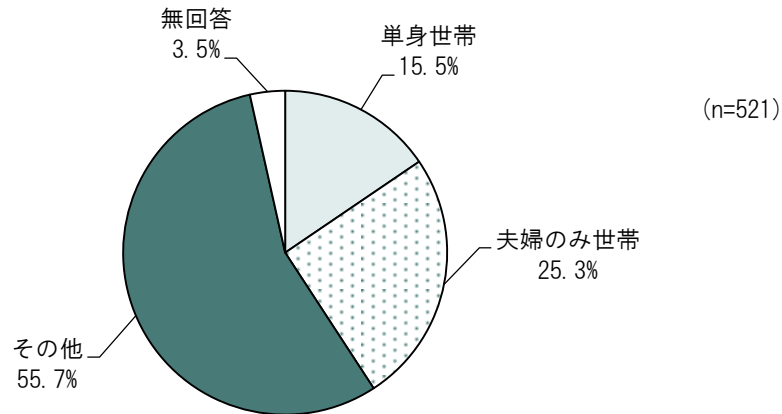


「認知症の予防について」が39.4%と最も多く、次いで「望ましい食生活について」が31.4%、「がんや生活習慣病（高血圧など）にならないための工夫について」が29.3%などとなっています。

(3) 要介護認定者調査結果

①世帯類型

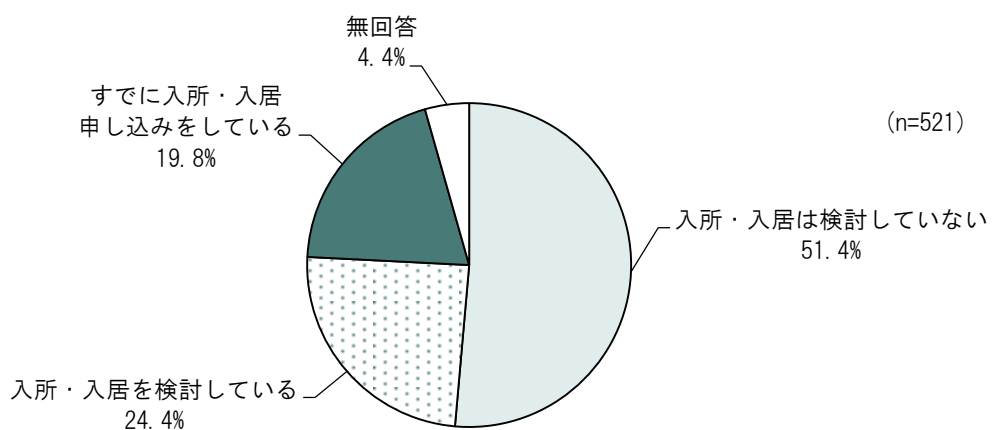
問 世帯類型について、ご回答ください。(1つを選択)



「単身世帯」が15.5%、「夫婦のみ世帯」が25.3%、「その他」が55.7%となっています。

②施設等への入所・入居の検討状況

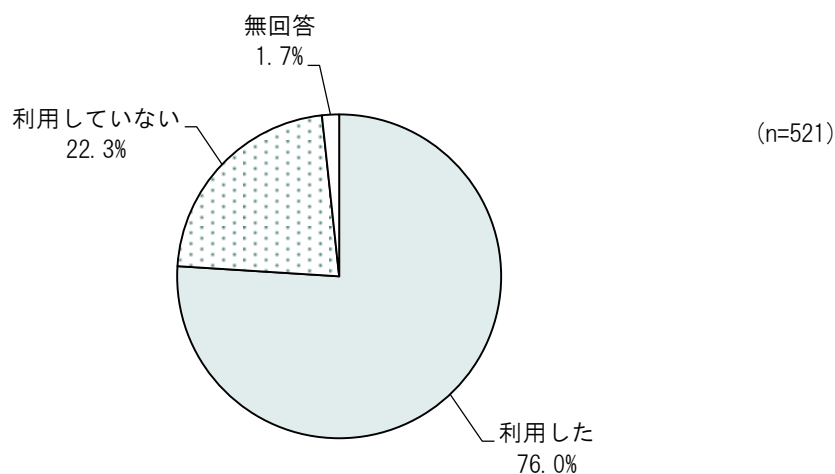
問 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください。
(1つを選択)



「入所・入居を検討していない」が51.4%、「入所・入居を検討している」が24.4%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が19.8%となっています。

③令和元年12月の介護保険サービスの利用状況

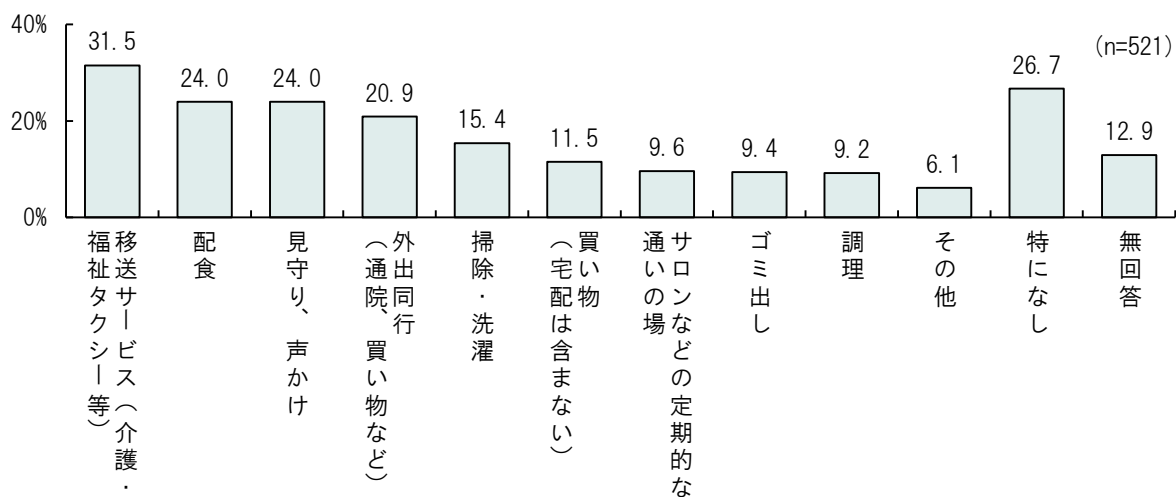
問 令和元年12月の1か月の間に、（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスを利用しましたか。（1つを選択）



「利用した」が76.0%、「利用していない」が22.3%となっています。

④今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

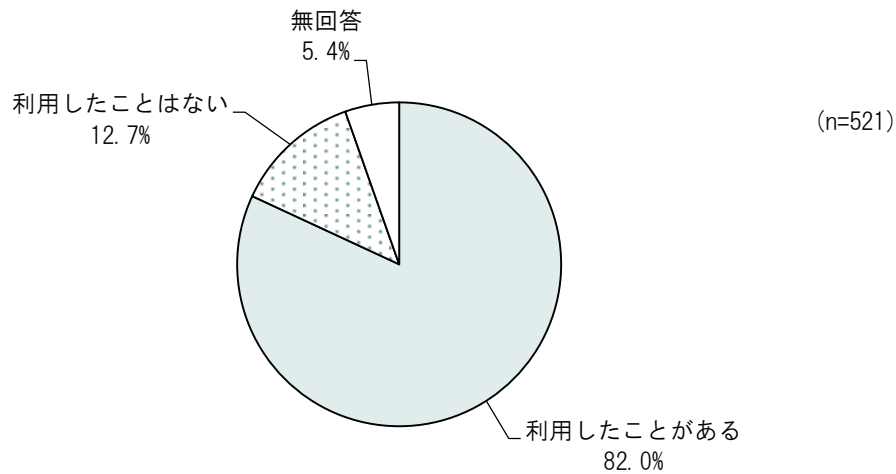
問 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください。（いくつでも）



「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が31.5%と最も多く、次いで「配食」と「見守り、声かけ」が24.0%、「外出同行（通院、買い物など）」が20.9%などとなっています。また、「特になし」が26.7%となっています。

⑤介護保険サービスの利用の有無

問 介護保険サービスを利用したことがありますか。（1つを選択）

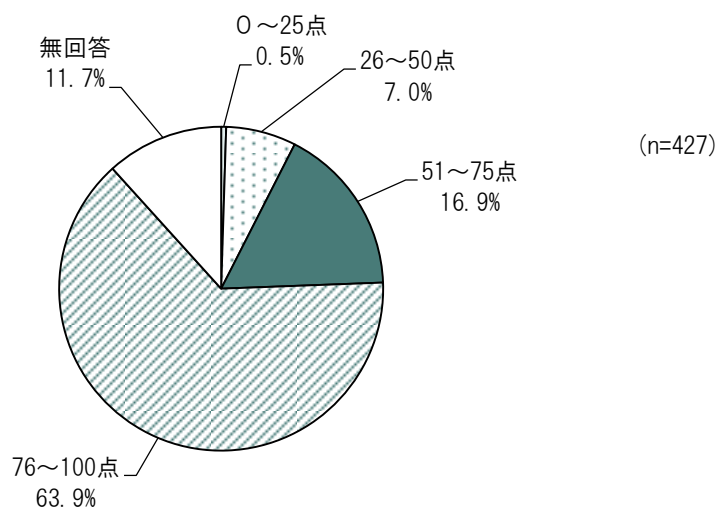


「利用したことがある」が82.0%、「利用したことはない」が12.7%となっています。

⑥現在の介護度で使えるサービスについての満足度

前の問で介護保険サービスを「1. 利用したことがある」を選択した方

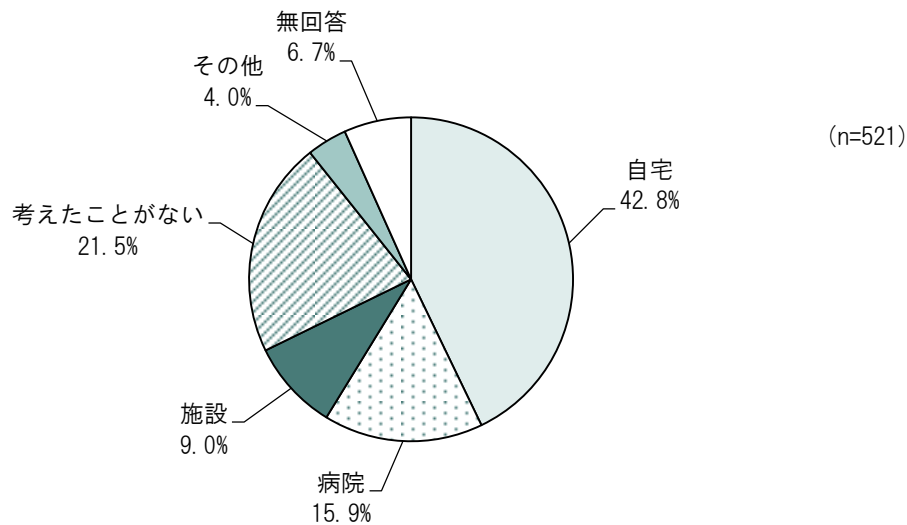
問 現在の介護度で使えるサービスについて満足度は100点満点で何点だと思いますか。（点数を記入）



「0~25点」が0.5%、「26~50点」が7.0%、「51~75点」が16.9%、「76~100点」が63.9%となっています。

⑦最後に迎えたい場所

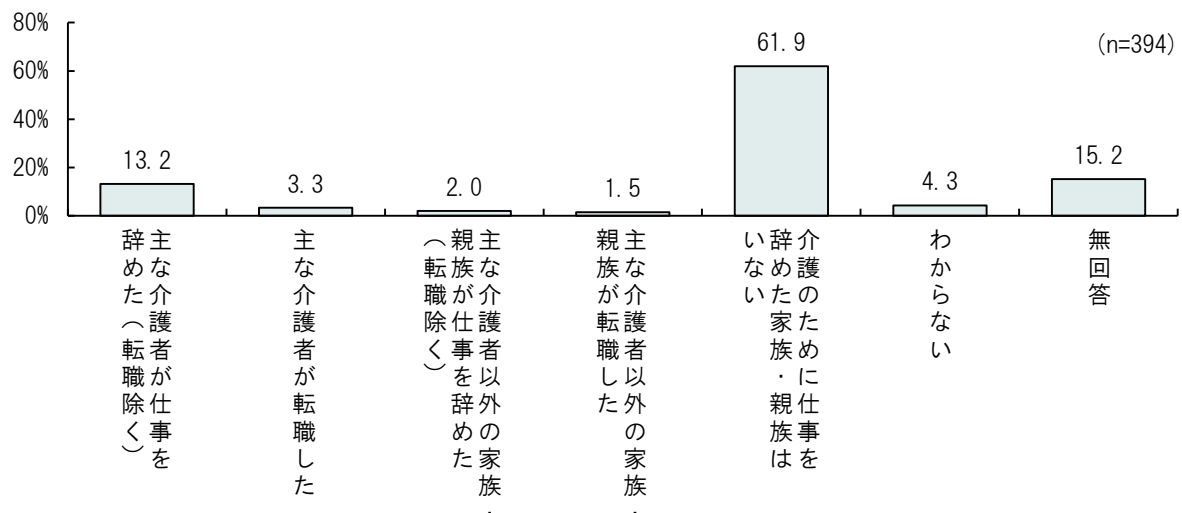
問 ご自身の最後はどこで迎えたいと考えていますか。（1つを選択）



「自宅」が42.8%と最も多く、次いで「考えたことがない」が21.5%、「病院」が15.9%などとなっています。

⑧家族や親族の中で介護を主な理由として仕事を辞めた人の有無

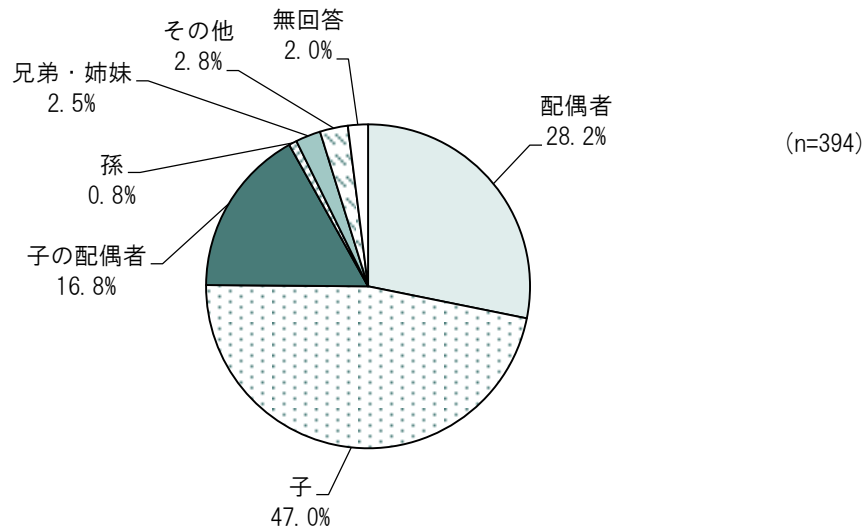
問 ご家族やご親族の中で、ご本人様（認定調査対象者様）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）。（いくつでも）



「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が13.2%と最も多く、次いで「主な介護者が転職した」が3.3%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」が2.0%などとなっています。また、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が61.9%、「わからない」が4.3%となっています。

⑨主な介護者

問 主な介護者の方は、どなたですか。（1つを選択）

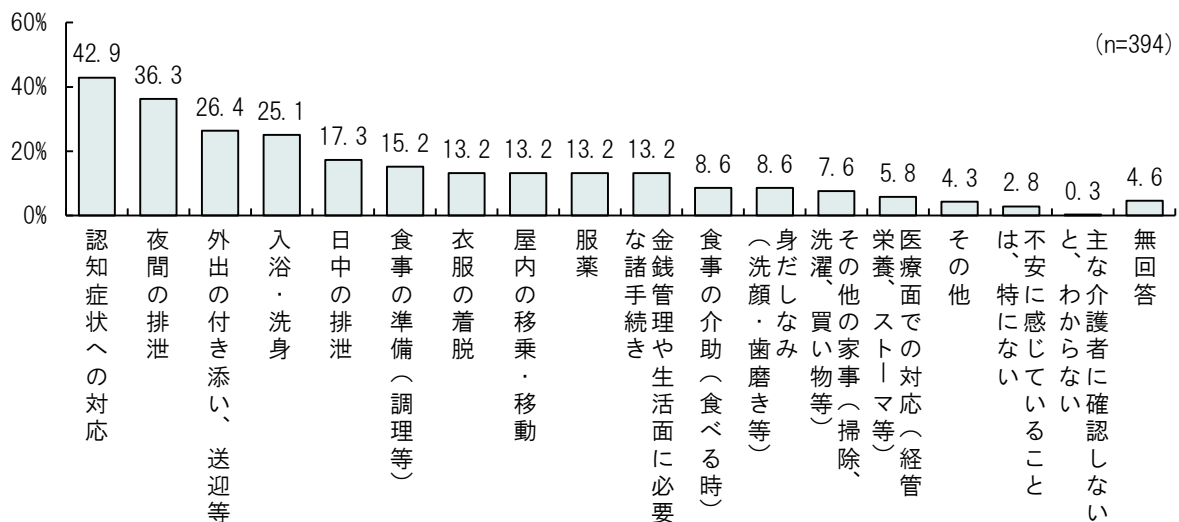


「子」が47.0%と最も多く、次いで「配偶者」が28.2%、「子の配偶者」が16.8%などとなっています。

⑩主な介護者が不安に感じる介護等

問 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）。

（3つまで）



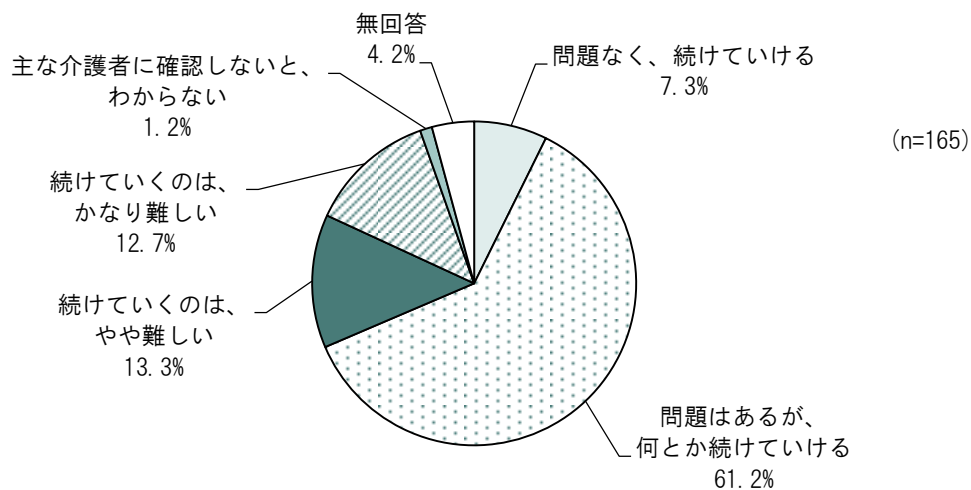
「認知症状への対応」が42.9%と最も多く、次いで「夜間の排泄」が36.3%、「外出の付き添い、送迎等」が26.4%などとなっています。

⑪主な介護者は今後も働きながら介護を続けていけそうか

前の問で主な介護者が「1. フルタイムで働いている」「2. パートタイムで働いている」を選択した方

問 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。

(1つを選択)



「問題はあるが、何とか続けていける」が61.2%と最も多く、次いで「続けていくのは、やや難しい」が13.3%、「続けていくのは、かなり難しい」が12.7%などとなっています。

3 将来推計

(1) 人口の推計

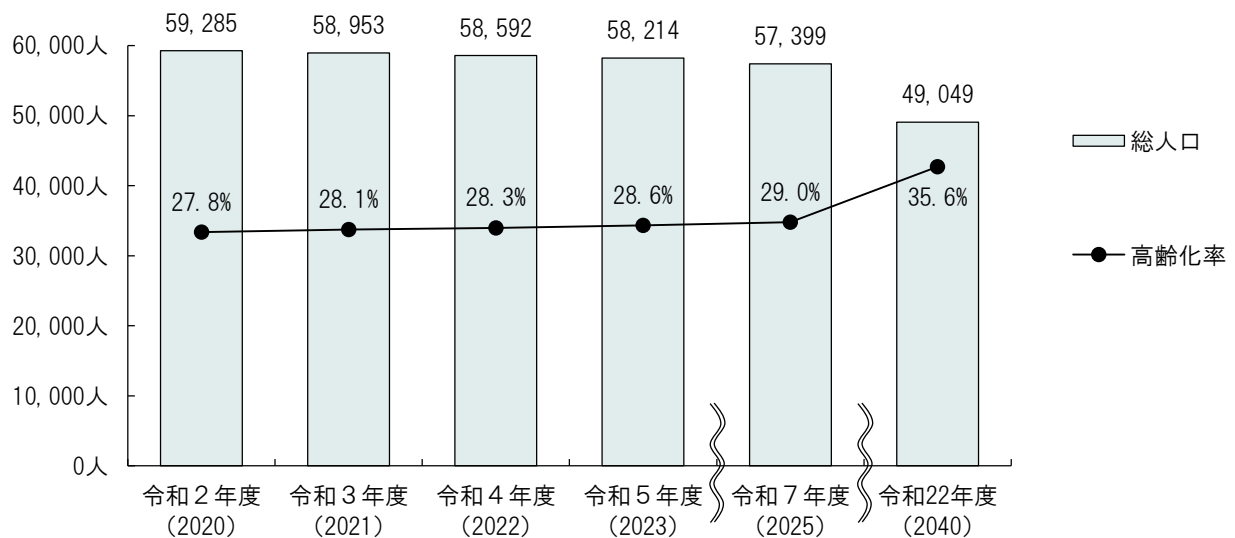
令和22（2040）年度までの将来人口を推計すると、総人口は減少するものの、高齢者人口は増加し、高齢化率は令和5（2023）年度に28.6%、令和22（2040）年度に35.6%になることが予想されます。

【総人口と高齢者人口の推計】

	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 7年度 (2025)	令和 22年度 (2040)
総人口（人）	59,285	58,953	58,592	58,214	57,399	49,049
高齢者人口（人）	16,455	16,570	16,603	16,638	16,653	17,451
前期高齢者人口（人）	8,345	8,387	8,029	7,630	6,950	8,000
後期高齢者人口（人）	8,110	8,183	8,574	9,008	9,703	9,451
高齢化率（%）	27.8	28.1	28.3	28.6	29.0	35.6

資料：コーホート変化率法による人口推計（令和2年度は住民基本台帳10月1日現在）

【総人口と高齢化率の推計】

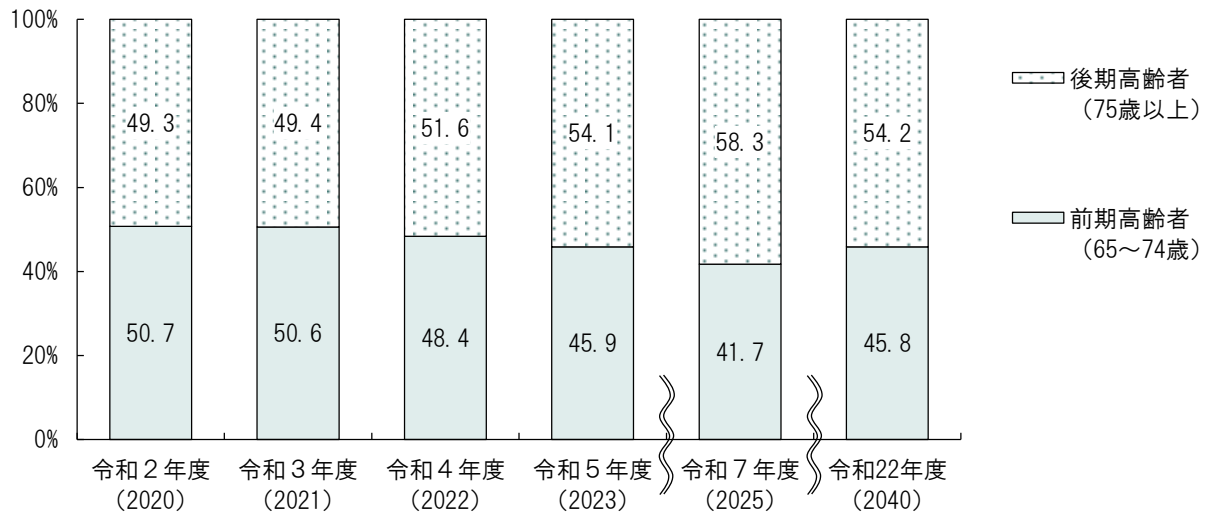


資料：コーホート変化率法による人口推計（令和2年度は住民基本台帳10月1日現在）

(2) 前期高齢者・後期高齢者人口の割合の推計

前期高齢者、後期高齢者の比率をみると、令和7（2025）年度までは後期高齢者の割合が増加することが予想されます。

【前期高齢者・後期高齢者人口の割合の推計】

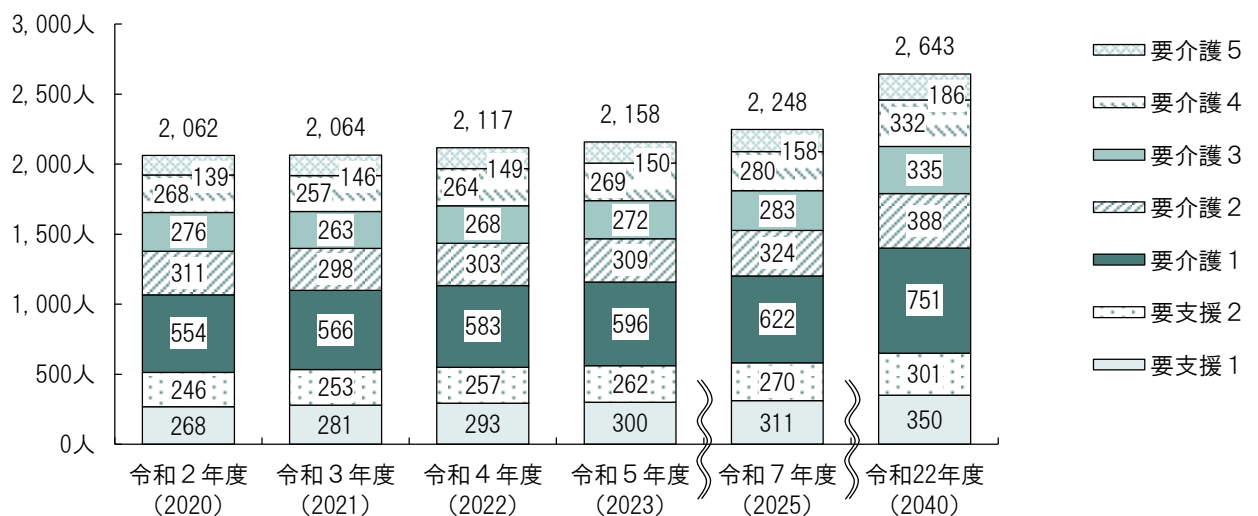


資料：コーホート変化率法による人口推計（令和2年度は住民基本台帳10月1日現在）

(3) 要介護認定者の推計

令和22（2040）年度までの要介護認定者数の推計をすると、今後年々増加し、令和5（2023）年度には2,158人、令和22（2040）年度には2,643人になると予想されます。

【要介護認定者の推計（2号被保険者含）】

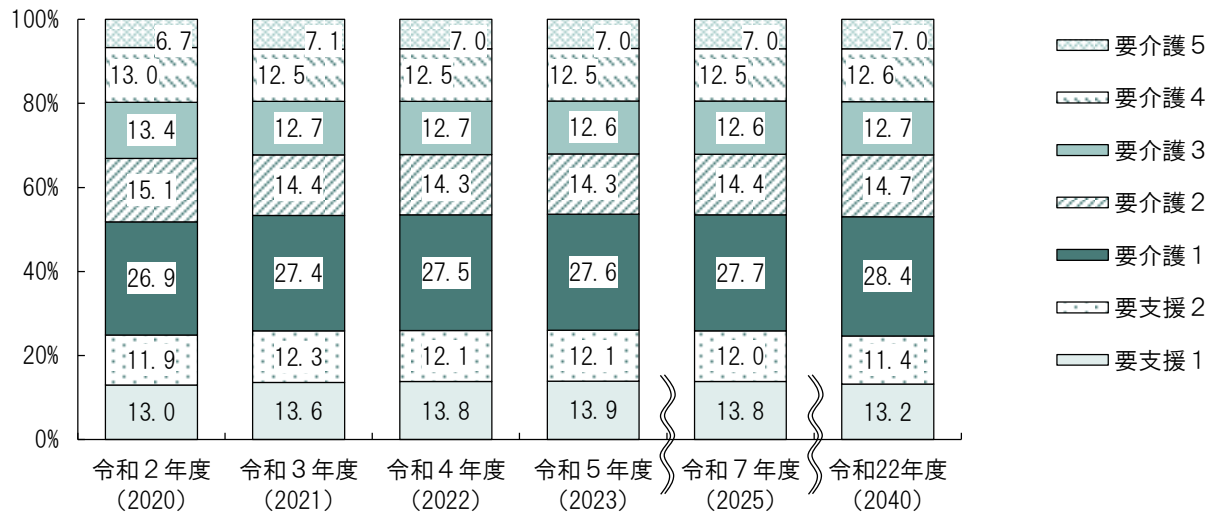


資料：見える化システム（令和2年度は実績）

（４）要介護度別認定者の割合の推計

令和22（2040）年度までの要介護認定者の割合をみると、大きな変化はなく、ほぼ横ばいで推移すると予想されます。

【要介護度別認定者数（2号被保険者含）の割合の推計】



資料：見える化システム（令和2年度は実績）

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

湖西市では、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される湖西市版地域包括ケアシステムを充実させ、高齢者ができる限り健康を維持しながら地域社会においても活躍し、仮に介護が必要となった場合でも住み慣れた家庭や地域において、安心して生きがいを持って住み続けられるまちを実現するために、「健やかで幸せな いきいき高齢社会をめざして」を基本理念として、高齢者福祉施策を推進してきました。

今後は、湖西市版地域包括ケアシステムの充実に加え、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を実現していく必要があります。

湖西市版地域包括ケアシステムのテーマは、「地域共生～“わが事”として参画する～」であり、地域共生社会の実現につながるものであるため、第8期計画においても、前回の基本理念を踏襲します。

健やかで幸せな いきいき高齢社会をめざして

2 湖西市版地域包括ケアシステムの充実にに向けた重点施策

こさい高齢者プランの基本理念である「健やかで幸せな いきいき高齢社会をめざして」を実現するためには、令和7（2025）年に向けた湖西市版地域包括ケアシステムを充実させる必要があります。

そこで、湖西市では「**地域共生～“わが事”として参画する～**」をテーマに、以下の重点施策を推進します。

【地域包括ケアシステム重点施策イメージ】



（１）介護予防の重視

地域や社会とのつながりをもち“わが事”として自らが参加できる自立支援・介護予防・重度化防止を重視し、元気な高齢者を増やし健康寿命の延伸への取り組みを推進します。

- ◆ 湖西に元気な高齢者を増やす
- ◆ 予防の３本柱
 - ①社会参加促進
 - ②フレイル（虚弱）予防
 - ③認知症予防
- ◆ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- ◆ 介護認定率を成果指標とし、12.6%を数値目標とする

健やかで幸せないきいきした高齢者を増やすためには、介護認定を受けない元気な高齢者を増やすことが重要です。そこで、介護認定率を評価指標とし実績把握・事業の進捗管理をしながら各種予防事業に取り組みます。具体的事業内容としては「社会参加促進」「フレイル（虚弱）予防」「認知症予防」を３本柱とし、継続して展開します。また、地域の通いの場に注目し、地域や社会とのつながり、各種専門職の介入による自身の介護予防や健康活動を意識できるような事業を促進します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施ができるよう関係課や関係団体と協働した事業を推進します。

（２）生活支援体制の充実

「支え手」「受け手」との関係を超え、誰もが“わが事”として支え合える共生できる社会をめざし体制づくりを推進します。

- ◆ 生活支援コーディネーターと協議体配置
- ◆ 生活支援担い手発掘と養成
- ◆ 支え合い体制の整備（市内１ヵ所）

高齢者含め地域住民皆が他人事ではなく“わが事”として支え合う体制づくりが求められています。地域住民を主体とし、中学校区ごとの地域の生活支援の核となるコーディネーターと協議体を軸とした、身近にできる支え合い（自助互助の取り組み）やニーズの把握とマッチングを行う体制づくりを推進します。また、生活支援の担い手発掘や養成を推進します。

（３）認知症施策の充実

関係機関とつながり、予防活動と本人家族の意見を取り入れた認知症施策を推進します。

- ◆ 地域包括支援センターでの相談充実
- ◆ 認知症地域支援推進員配置と本人家族の意見を取り入れた活動展開
- ◆ 認知症初期集中支援チームの設置と活動

認知症の早期発見や予防、支援においては、様々な専門機関とのつながりが重要です。そこで、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員等関係者のシズケアシステムを活用した密な連絡とともに、本人や家族の意見を聴き、必要な取り組みを展開します。また、生活支援体制と絡めた見守り等地域全体の認知症対策に取り組みます。認知症サポート医の協力を得ながら支援体制をつくるとともに、地域包括支援センターにおける相談体制も促進します。

（４）在宅医療と介護の連携充実

関係機関、多職種の連携強化を図り、在宅医療と介護連携事業を推進します。

- ◆ 湖西の在宅医療・介護のめざす姿：「湖西で あんきに ^{くす}暮ら住まい」
- ◆ 市内病院と協力した在宅医療・介護連携支援センター設置と相談の充実
- ◆ 在宅医療・介護連携に係る情報・資源の調査、把握、普及
- ◆ 関係する多職種の研修会の充実

在宅医療と介護の連携の充実においては、行政や地域包括支援センター、病院、医療機関、歯科医院・薬局、介護サービス事業所等、様々な関係機関とのつながりが重要です。そこで、『湖西で あんきに ^{くす}暮ら住まい』を在宅医療・介護のめざす姿とし、最後まで湖西市で生活する選択肢がもてるよう関係機関で協力し事業を展開します。

また、データを活用し課題を把握し、その検証と取り組みを関係者と協力し推進します。

在宅医療と介護の連携をスムーズに行うため、連携支援センターを設置し、市内の2つの病院と協力した対応を継続します。連携に必要な情報や資源を把握し市民向け及び関係者向け各種研修会を充実し普及していきます。様々な関係機関とシズケアシステムを活用し、在宅医療と介護の連携を加速させる支援事業を展開します。

3 事業体系

基本方針	分野別施策	
1 地域包括ケアシステムの充実	(1) 地域包括支援センターの充実	P34
	(2) 在宅医療と介護の連携充実	P37
	(3) 生活支援体制の充実	P40
	(4) 地域包括ケアシステム推進体制の充実	P42
2 介護予防の促進	(1) 健康づくりの支援	P43
	(2) 社会参加の促進等	P46
	(3) 介護予防の充実（一般介護予防事業）	P50
	(4) 介護予防・生活支援サービス事業の充実	P54
3 介護サービスの充実	(1) 居宅サービス	P60
	(2) 施設サービス	P69
	(3) 地域密着型サービス	P71
4 高齢者等を支える福祉環境の整備	(1) 認知症施策の推進	P76
	(2) 福祉サービスの充実	P84
	(3) 高齢者を支える家族等への支援充実	P89
	(4) 福祉人材の確保と資質の向上	P90
	(5) 生活環境の整備	P91
5 サービス提供システムの構築	(1) 情報の開示と提供体制	P94
	(2) サービスの質の確保	P95
	(3) 苦情解決の仕組み	P96
	(4) 利用者保護の仕組み	P97

4 日常生活圏域の設定

第7期計画においては、「北部圏域」、「西部圏域」、「中部圏域」、「東部圏域」の4圏域を日常生活圏域としていましたが、第8期計画においては、地域の実情を踏まえ、圏域数は変えずに、圏域区分を中学校区分に見直した日常生活圏域とします。地域包括支援センターは、各圏域ごとにある特別養護老人ホームに配置します。

【日常生活圏域図】

● 地域包括支援センター



第4章 基本方針に基づく分野別施策

※以降記載の R2 年度の現状値は、新型コロナウイルス感染症影響を受けた数値である

1 地域包括ケアシステムの充実

住み慣れた地域で高齢者が自分らしい暮らしを続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを充実させます。

また、地域包括ケアシステム推進協議会等により、地域包括ケアシステム充実のための課題を把握し P D C A サイクルに沿った全体の進捗管理を行っていきます。

(1) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターは日常生活圏域ごとに設置され、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの中心的な役割を果たす施設です。各種会議の開催や職員の資質の向上、相談事業の充実等を通じて、地域包括支援センターを充実させます。

また、国が評価指標を元に市町村に交付する「保険者機能強化推進交付金」を地域包括支援センター充実のための事業に充当します。

湖西市地域包括支援センター運営協議会の実施

事業内容

年に2回、地域包括支援センターの業務評価を含めた湖西市地域包括支援センター運営協議会を実施しています。

湖西市地域包括支援センター運営協議会において湖西市地域包括支援センターの業務取り組み状況等を報告し、公正かつ適正な運営を維持できるよう努めています。

今後の方向性

- ◆ 公正かつ適正な運営が保たれるよう、年2回の湖西市地域包括支援センター運営協議会を継続していきます。
- ◆ 地域包括支援センターの業務や体制等の課題に適切に対応するため、運営協議会での議論を踏まえ、支援・指導の内容を検討し改善する体制を構築していきます。

地域包括支援センターの職員の資質向上

事業内容

地域包括支援センターの職員の資質向上に向けて、県や関係団体が行う研修会等について情報提供し、積極的に参加するよう案内を行っています。また、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の部会を月1回開催し、情報共有や研修会を実施しています。

今後の方向性

- ◆ 地域包括支援センターの職員に対し、外部研修の情報提供を継続していきます。
- ◆ 各職種による部会での事例検討などによる勉強会を支援し、資質向上を図ります。
- ◆ 国により示された地域包括支援センター評価指標を活用し、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化やサービス向上に努めます。
- ◆ 市および地域包括支援センター職員を対象に、センターの業務評価の活用方法を習得し、センター機能強化を図ります。

	現状（見込） 令和2年度 （2020）	計画 令和5年度 （2023）
介護支援専門員等連絡会実施回数	5回	5回
包括支援センター職種別研修会実施回数	36回	36回

総合相談・支援事業

事業内容

地域包括支援センターでは、医療、介護、福祉の知識を有した専門職が、市民からの相談に応じています。介護保険制度や保健福祉サービスの相談だけでなく、高齢者の生活全般に関する問題や権利擁護等の様々な相談に対応しています。また、認知症初期集中支援チームおよび認知症地域支援推進員を配置し、認知症支援を行っています。

今後の方向性

- ◆ 多様な相談に対応できるよう、地域包括支援センターの職員の資質向上を図ります。
- ◆ 成年後見等をはじめとする権利擁護に関する相談対応の強化を図ります。
- ◆ 研修会への参加や先進事例の収集を通じて、認知症初期集中支援チームおよび認知症地域支援推進員による認知症への対応を充実させます。

	現状（見込） 令和２年度 （2020）	計画 令和５年度 （2023）
総合相談件数	1,300件	1,400件
継続支援件数	1,800件	1,900件

(2) 在宅医療と介護の連携充実

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、在宅医療と介護の連携が必要不可欠です。

在宅医療・介護の連携に関する相談支援、情報・資源の調査や普及啓発、各種会議の実施等を通じて、在宅医療と介護の連携の充実を図ります。

在宅医療・介護連携に関する相談支援

事業内容

在宅医療と介護を支援するための相談窓口として在宅医療・介護連携支援センターを設置しています。連携推進のための協議会を設置および開催するとともに、在宅医療・介護連携支援センターの活動や情報について発信しています。また、市内2病院と連絡会を開催し、在宅医療と介護の利用時のスムーズな連携をめざし、かかりつけ医の普及を推進しています。

今後の方向性

- ◆ 在宅医療・介護連携支援センターの事業を引き続き実施します。
- ◆ 医師会や地域包括支援センター、関係機関等にアンケートを実施し、課題を把握します。
- ◆ 連携支援センターの運営は、市内2病院と協力し運営します。
- ◆ 協力病院との連絡会や在宅医療・介護連携推進協議会において事業の進捗管理を行い課題把握及び解決に向けた取り組みを推進します。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
在宅医療・介護連携支援センター連絡会 回数	4回	4回

在宅医療・介護連携に係る情報・資源の調査、把握、普及

事業内容

在宅医療データを集約した高齢者マップを作成し、ホームページで公開しています。また、在宅医療・介護に関する情報調査および集約を在宅医療・介護連携支援センターで行い、関係機関へ公開するとともに、情報連携体制構築のため静岡県在宅医療・介護連携情報システム（シズケア）の活用を推進しています。

今後の方向性

- ◆ 情報連携体制構築のため静岡県在宅医療・介護連携情報システム（シズケア）の活用方法などをPRします。
- ◆ 「連携お助けブック」内の在宅医療情報と訪問診療、看取り実施等への把握のためアンケートを実施し市ホームページで公開します。
- ◆ 社会資源情報の冊子を地域包括支援センターと協力して作成し、情報提供可能な社会資源は高齢者マップで公開していきます。

在宅医療・介護関係者研修と住民への知識普及

事業内容

医師会の協力のもと、各専門職同士のつながりをつくるため多職種研修を企画・実施するとともに、県医師会等が実施する多職種研修にも参加しています。また、市民に向けた在宅医療・介護の知識普及のために、在宅医療講演会等を実施しています。

今後の方向性

- ◆ 湖西市の在宅医療・介護関係者（専門職）がつながりをもち、顔と顔が見える関係が構築できる多職種研修会を実施していきます。
- ◆ 多職種および市民向けに在宅医療の講演会を行い、在宅医療への知識普及と、かかりつけ医を持ち在宅で生活していくことの理解を深めていきます。
- ◆ ウェブサイトや出前講座、各種パンフレット等を活用し、市民に向けた情報提供および知識普及を行います。

	現状（見込） 令和2年度 （2020）	計画 令和5年度 （2023）
在宅医療・介護関係者の 多職種研修実施、参加回数	2回	4回
在宅医療・介護関係者の 多職種研修参加者数	85人	180人
住民への在宅医療・介護に関する講演会 回数（Web会議等含む）	1回	1回

在宅医療・介護連携推進協議会の実施

事業内容

在宅医療と介護関係者の連携強化のため、在宅医療・介護の専門職等による会議を実施し、連携強化及び在宅医療と介護の看取りの課題や在宅医療の資源確保等、連携推進に関する課題及び解決のための取り組みを、関係団体とともに推進します。また、検討にあたり、各種データを活用し、PDCAサイクルによる進捗管理等を行っています。

今後の方向性

- ◆ 在宅医療・介護連携推進協議会を開催し連携課題の解決に努めます。
- ◆ 見える化システムやKDBのデータ等各種医療や介護データを活用し、全体把握に努め、連携推進のための強み・弱み等課題の把握と解決に向けた取り組みを推進します。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
在宅医療・介護連携推進協議会開催回数	3回	4回

（３）生活支援体制の充実

地域における生活支援は高齢者の生活に必要不可欠です。また、支援体制においては行政だけではなく、地域と連携しながら地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も「支え手」となることが重要です。

生活支援コーディネーターの充実や「支え手（担い手）」と「受け手」の確保等を通じて、生活支援体制を充実させます。

生活支援コーディネーターと協議体の設置

事業内容

地域における生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすため、全中学校区において生活支援コーディネーターと協議体を設置しています。協議体ごとにニーズや課題、社会資源を把握し、課題解決のための取り組みを進めています。

今後の方向性

- ◆ 協議体という枠組みにとらわれることなく、協議体よりも小さな地区単位による課題解決やサービスの創出に取り組みます。さらに他地区へも波及させるため、協議体において積極的に情報共有をします。
- ◆ 地域ニーズや課題をより明確にし、さらに集約させるため、地域ケア会議との連携を推進します。
- ◆ 地域のニーズや社会資源を把握して分析・整理をすることで不足しているサービスを特定し、新たなサービスの創出等をめざします。

	現状（見込） 令和２年度 （2020）	計画 令和５年度 （2023）
第１層生活支援コーディネーター数	１人	１人
第１層協議体数	１	１
第２層生活支援コーディネーター数	５人	５人
第２層協議体数	５	５

生活支援の担い手発掘と養成

事業内容

生活支援の支え手（担い手）とする研修を実施し、事業所や地域とのマッチングを図る等、生活支援の支え手（担い手）・介護人材の発掘と養成を行っています。

今後の方向性

- ◆ 支え手（担い手）を積極的に活用するための組織や、有償ボランティア等の新しいサービスの創出に取り組みます。
- ◆ サービスが創出された後には、社会参加や就労の観点を意識し、支え手（担い手）となり得る人たちへ、積極的に周知します。
- ◆ 介護予防も兼ねたボランティアポイント制度を実施していきます。
- ◆ 助け合い・支え合いの体制づくりを推進します。
- ◆ 就労コーディネーター配置について検討します。

	現状（見込） 令和2年度 （2020）	計画 令和5年度 （2023）
支え手（担い手）養成件数（延べ）	20人	50人

（４）地域包括ケアシステム推進体制の充実

地域包括ケアシステムをさらに推進・充実させることが地域共生社会の実現につながります。そのためには、PDCAサイクルに基づく評価及び改善を図っていくことが必要です。

湖西市地域包括ケアシステム推進会議（地域ケア会議）の開催等を通じて、地域包括ケアシステム推進体制の充実を図っていきます。

湖西市地域包括ケアシステム推進会議（地域ケア会議）の開催

事業内容

個別・日常圏域の課題や共通する全体課題の検討や政策形成につなげるため、湖西市地域包括ケアシステム推進会議を開催します。

	現状（見込） 令和２年度 (2020)	計画 令和５年度 (2023)
地域ケア会議（個別）	2回	8回
地域ケア会議（日常生活圏域）	4回	8回

資料：長寿介護課

今後の方向性

- ◆ 専門職が介入した介護予防のための地域ケア会議を開催し、ニーズや課題の把握や介護・重症化の予防に努めます。
- ◆ 生活支援体制整備事業と連携して、日常生活圏域レベルや市レベル地域ケア会議において、課題解決に努め、地域包括ケアシステム構築と充実につなげます。
- ◆ 地域包括ケアシステムの全体を把握するとともに、PDCAサイクルの考え方に基づく進捗管理を行うことで、課題把握と解決に向けた政策形成につなげます。

	現状（見込） 令和２年度 (2020)	計画 令和５年度 (2023)
個別・日常生活圏域レベル 地域ケア会議への専門職支援回数	0回	4回
地域包括ケアシステム推進会議 (市レベル地域ケア会議)	2回	2回

2 介護予防の促進

高齢者が増加し、介護ニーズが高まることが予測される中、健康づくり活動や社会参加の支援等の介護予防を推進し、高齢者がいつまでも自分らしい暮らしを実現できる環境を整備するとともに、健康寿命の延伸も図ります。

(1) 健康づくりの支援

健康であることは、自分らしい暮らしを実現するためには必要不可欠ですが、そのためには日々の健康づくり習慣や健診の充実等が重要です。

各種健康診査の実施や生活習慣病等の予防、健康づくりに関する支援の充実等を推進していきます。

特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者健康診査

事業内容

40歳～74歳の被保険者を対象に特定健康診査や特定保健指導を、75歳以上の後期高齢者を対象に後期高齢者健康診査を実施しています。40歳～74歳の国民健康保険加入者に対し、集団検診（がん検診と同時受診）と個別健診の方法で受診できるように設定し、期間内に受診できなかった人を対象に追加健診を実施して、受診率の向上を図っています。また、特定保健指導対象者には、集団指導や個別指導を実施しています。

今後の方向性

- ◆ 健診受診率・保健指導率の向上のため、案内通知の工夫や広報などによる周知・啓発の実施等を通じて、健診や指導体制の検討・改善に努めます。
- ◆ 重症化リスクの高い人に対し、健診結果に応じた指導を行うことで適切な医療につなげ、生活習慣の改善への支援を行います。
- ◆ 保健指導については、指導困難者への対応を検討し、指導率向上に努めます。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
特定健康診査の受診率	47.6%	50.0%
特定保健指導の受診率	74.3%	75.0%
後期高齢者健康診査の受診率	28.0%	36.0%

保健対策事業

事業内容

健康教室や健康相談、各種健康イベントの実施を通じて、健康を支援する環境づくりや健康づくりに関する普及啓発を行っています。

今後の方向性

- ◆ 生活の場で気軽に参加できる健康教室・健康相談の充実を図ります。
- ◆ 健康づくりの支援を行うとともに、健康増進の啓発を行います。
- ◆ 参加しやすい場所での実施を通じて、気軽に健康づくり活動に参加できる環境を整備します。

	現状（見込） 令和2年度 （2020）	計画 令和5年度 （2023）
健康教室の参加者数	500人	1,500人

※令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、参加者の安全を考慮して、開催を中止したり規模を縮小して実施。今後状況によって開催方法を検討する予定。

生活習慣病予防事業

事業内容

40歳以上の成人を対象に各種検診を実施し、生活習慣病の早期発見、早期治療および予防に努めています。個別通知による受診奨励や広報、市役所だより等を用いて、受診率の向上を図っています。

今後の方向性

- ◆ 受診率向上のため受診啓発活動を行います。
- ◆ 生活習慣病に関する情報を市民に提供すること等を通じて、生活習慣病に対する意識を高めます。
- ◆ 医療機関と連携し、対象者が受診しやすい体制づくりに努めます。

	現状（見込） 令和2年度 （2020）	計画 令和5年度 （2023）
胃がん検診受診率	12.2%	12.2%
大腸がん検診受診率	20.2%	20.2%
肺がん検診受診率	28.1%	28.1%

※市町村におけるがん検診の受診率の算定方法にて算出

国民健康保険の被保険者のうち、がん検診の受診者÷国民健康保険の被保険者

令和2年度の現状については、現時点においては算出が困難なため、令和元年度末の値を表示

(2) 社会参加の促進等

様々な人との交流やスポーツ・文化活動、就労等は社会とつながるきっかけとなり、高齢者の生きがいとなります。また、生きがいを持って生活することは心身の健康にもつながります。

世代間交流事業や生涯学習・生涯スポーツの充実、また老人クラブ活動や就労支援を通じて、高齢者の社会参加を促進します。

世代間交流事業

事業内容

保育園・幼稚園・こども園の行事へ的高齢者の参加や、老人クラブや高齢者福祉施設等での催し物への園児参加における高齢者と園児の交流等を実施しています。

今後の方向性

◆ 現在実施している交流を今後も継続して行います。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
老人クラブや施設等での催し物への 参加人数	高齢者：1,150人 老人クラブ連合 会行事参加者 園児他：300人	高齢者：1,300人 老人クラブ連合 会行事参加者 園児他：900人
いきいきサロンにおける 世代間交流参加人数	高齢者：1,700人 園児他：340人	高齢者：14,500人 園児他：3,000人

生涯学習・生涯スポーツ

事業内容

高齢者の健康保持・体力増進、ストレス解消を目的に、年9回スポーツ大会を実施しています。

今後の方向性

- ◆ 参加者が固定化していることもあり、多くの方が気軽に参加でき、楽しめる大会となるよう、高齢者の体力面等を考慮しながら、大会の種目・内容・回数・開催時期等を役員と協議し、検討します。
- ◆ 多くの会員に参加してもらえるよう、湖西いきいきクラブを通じて発信していきます。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
ペタンク	0人（0回）	400人（2回）
ペタボード	0人（0回）	460人（2回）
ラージボール	0人（0回）	50人（1回）
グラウンドゴルフ	0人（0回）	310人（2回）
輪投げ	0人（0回）	500人（2回）

※令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、参加者の安全を考慮してすべての大会を中止しました。

老人クラブの活動支援

事業内容

高齢者の健康で生きがいある生活の向上を図るため、老人クラブ連合会および単位老人クラブの活動を支援しています。「老人クラブ連合会」の名称を、「いきいきクラブ連合会」という愛称を使う等、より親しみやすく、入会しやすい環境を整備しています。

今後の方向性

- ◆ 高齢者の健康、生きがいづくり活動や福祉増進を目的に活動する老人クラブへの育成支援を続けていきます。
- ◆ いきいきクラブ連合会の加入促進委員会の活動を活発にして、新規会員加入促進を図ります。

	現状（見込） 令和2年度 （2020）	計画 令和5年度 （2023）
老人クラブ数	36クラブ	36クラブ
老人クラブ会員数	1,962人	2,000人

働く高齢者の支援

事業内容

シルバー人材センターを通じて、軽作業や施設管理等の多種多様な就業の場を提供しています。新規会員の増加や後継者の育成に取り組んでいます。

今後の方向性

- ◆ 広報やホームページを活用し、シルバー人材センターの認知度を向上させます。
- ◆ 会員拡大に努めるとともに、会員に対する技術研修の実施や継承による後継者づくりを推進します。
- ◆ 新たな分野への就業開拓や、派遣事業へも積極的に取り組み、就業機会の創出を支援します。

	現状（見込） 令和2年度 （2020）	計画 令和5年度 （2023）
シルバー人材センター会員数	475人	490人
シルバー人材センター受注件数	1,960件	2,060件

（３）介護予防の充実（一般介護予防事業）

高齢化の進行に伴い、介護が必要な高齢者が増加していくことが予測される中、要介護状態とならないように介護予防事業を充実させ、元気な高齢者を増やしていくことが重要です。

介護予防に関する啓発活動や地域で介護予防に関する取り組みを行う住民グループの支援を行うとともに、介護予防に関する啓発事業や社会参加、就労・有償ボランティア活動等を意識した介護予防教室を推進します。

介護予防普及啓発事業

①社会参加・フレイル・認知症等介護予防教室

事業内容

年間を通じて、社会参加を意識し、様々なテーマで介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行っています。

今後の方向性

- ◆ 高齢者自ら継続して介護予防に取り組み“わが事”として捉えられるように、市民全体の介護予防意識を高める教室を実施します。
- ◆ 「社会参加の促進」「フレイルの予防」「認知症の予防」の３つを介護予防の柱として運動教室や介護予防に関する講座を充実させます。
- ◆ 実施する教室や講座を市民のニーズをとらえながら充実させることで、参加者の増加を図ります。
- ◆ 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施を意識し、ＫＤＢシステム等のデータを基にした内容を取り入れて事業を実施します。

	現状（見込） 令和２年度 （2020）	計画 令和５年度 （2023）
介護予防教室 実施回数	203回	450回
介護予防教室 参加者数（実人数）	900人	2,000人
介護認定率	12.3%	12.6%

②コーちゃん健康マイレージ事業

事業内容

健康づくり（介護予防）活動を目的とした「コーちゃん健康マイレージ事業」を関係課と連携して実施しています。

今後の方向性

- ◆ 健康づくりに関連する課と連携し、「コーちゃん健康マイレージ事業」の拡充を図るとともに周知を行います。
- ◆ 健康づくりの意識高揚のため、目標設定の考え方など内容、実施方法等の見直し、検討を行います。
- ◆ 介護予防も兼ねたボランティアポイント制度を実施していきます。

	現状（見込） 令和2年度 （2020）	計画 令和5年度 （2023）
応募実人数	300人	500人
応募総数	1,000人	1,600人

地域介護予防活動支援事業

事業内容

地区社協等の住民グループが行う介護予防活動等通いの場に対して支援を行っています。また、介護予防リーダーの育成、高齢者の健康づくりの促進、地域住民による介護予防活動の促進を支援しています。

今後の方向性

- ◆ いきいきサロン、健康体操教室等、身近で気軽に取り組める介護予防に関する活動を行っている住民グループへ専門職を派遣するなどの支援を行います。
- ◆ 市民の介護予防に対する意識を高め、リーダーや担い手を育成します。
- ◆ 地域で住民主体の介護予防活動が行われるよう支援していきます。
- ◆ 関係課と連携し、一体的実施が展開できるよう見える化システムやKDBシステム等から得られるデータを活用し事業を展開します。また、年齢で途切れることのない継続した取り組みを行います。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
いきいきサロン実施地区	42地区	42地区
いきいきサロン参加者総数	1,700人	14,500人
健康体操教室実施地区	36地区	38地区
健康体操教室参加高齢者総数	450人	7,000人

地域リハビリテーション活動支援事業

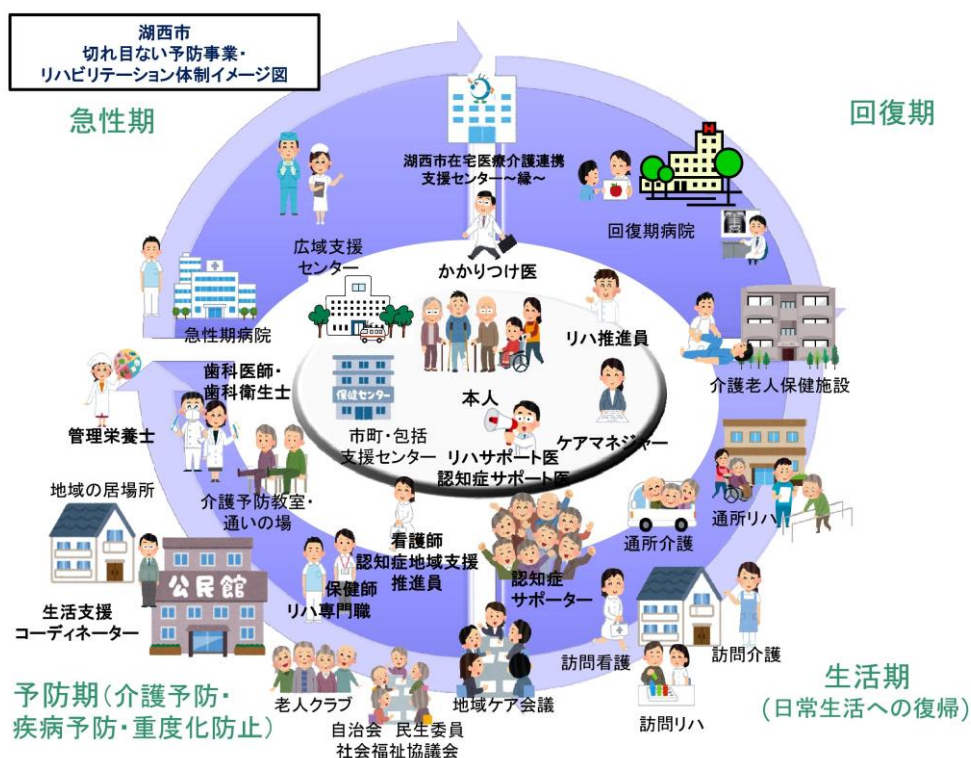
事業内容

介護予防の取り組みを強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職による助言等の支援を実施しています。また、住民主体の通いの場や地域ケア会議へ専門職を派遣できる体制を整備しています。

今後の方向性

- ◆ 地域においてリハビリが必要な高齢者への支援が行えるよう、理学療法士や作業療法士などの専門職との連携強化を図ります。
- ◆ 地域包括支援センターで実施する個別・日常生活圏域レベルの地域ケア会議に介護予防の視点を取り入れられるよう、リハビリ専門職を派遣します。
- ◆ 住民への介護予防に関する技術的助言のため、住民主体の通いの場等へリハビリ専門職を派遣する支援を行います。
- ◆ 介護予防、重症化予防のため、医師会内のリハビリテーション推進医と連携した活動を検討し、体制を構築します。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
地域ケア会議への リハビリ専門職派遣支援	0回	2回
住民主体の通いの場等への リハビリ専門職派遣支援	8回	10回



（４）介護予防・生活支援サービス事業の充実

要支援認定者や基本チェックリスト対象者に対する介護予防や生活支援サービスは、重度化防止や住み慣れた地域で暮らすために必要不可欠なサービスです。

多様な生活支援ニーズに対応するための様々なサービスを充実させるとともに、利用者の弾力化利用を考慮し、サービスの発掘及び利用範囲の検討をしていきます。

また、国が評価指標を元に市町村に交付する「介護保険保険者努力支援交付金」を介護予防・生活支援サービス事業充実のために充当します。

訪問型サービス

事業内容

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、訪問型サービスを実施しています。地域包括支援センターと連携し、地域において家事等の生活援助、入浴等の身体介護が必要な高齢者のサービス利用促進を図っています。

今後の方向性

- ◆ 必要な人が利用できるよう、広報等を活用した周知を行います。
- ◆ 利用者のニーズに応じたサービスの充実を図ります。
- ◆ 介護ボランティアについての認知を高め、サービスにおける介護ボランティアの参入を図ります。
- ◆ 未実施のサービス種別について、必要性を含め検討を進めます。

①訪問型サービス

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、指定事業所の訪問介護員（ヘルパー）が入浴・排せつ・食事等の身体介護や調理・掃除等の生活援助を行います。

	現状（見込） 令和２年度 （2020）	計画 令和５年度 （2023）
利用者数	1,140人/年 （95人/月）	1,200人 （100人/月）

②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、訪問介護員（ヘルパー）や一定基準の研修受講者による調理や食材の確保、洗濯、室内の掃除、布団干し、ごみ出し、その他の日常生活上の生活援助を行います。

	現状（見込） 令和2年度 （2020）	計画 令和5年度 （2023）
利用者数	200人/年 （17人/月）	240人/年 （20人/月）

③訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

要支援認定者、基本チェックリスト該当者で特に閉じこもり等の心身状況のために通所による参加が困難な者に対し、リハビリ専門職等の訪問による生活機能を改善するための機能向上プログラム等を実施します。

	現状（見込） 令和2年度 （2020）	計画 令和5年度 （2023）
利用者数	0人	2人

通所型サービス

事業内容

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、通所型サービスを実施しています。

今後の方向性

- ◆ 必要な人が利用できるよう、広報等を活用した周知を行います。
- ◆ 利用者のニーズに応じたサービスの充実を図ります。
- ◆ 介護ボランティアについての認知を高め、サービスにおける介護ボランティアの参入を図ります。
- ◆ 未実施のサービス種別について、必要性を含め検討を進めます。

①通所型サービス

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、閉じこもりの予防や自立支援のため、運動機能向上のプログラム等により身体機能の維持・改善を図ります。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
利用者数	4,476人/年 (373人/月)	5,760人/年 (480人/月)

②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、閉じこもりの予防や自立支援のため、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等の活動を行います。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
利用者数	1,128人/年 (94人/月)	1,320人/年 (110人/月)

③通所型サービスC（短期集中予防サービス）

要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象に、リハビリ専門職等による生活機能を改善するための機能向上や栄養改善等のプログラムを短期間に集中して実施します。

	現状（見込） 令和2年度 （2020）	計画 令和5年度 （2023）
利用者数	2人	5人

その他生活支援サービス

事業内容

地域における自立した日常生活の支援のための事業であり、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるものとされ、「配食等」、「定期的な安否確認および緊急時の対応」、「訪問型サービスおよび通所型サービスの一体的提供等」の3つのサービスからなっています。

今後の方向性

- ◆ 訪問型サービスおよび通所型サービスの普及・充実に図りながら、その他生活支援サービスの必要性、効果、実施主体等について検討を行います。

介護予防ケアマネジメント

事業内容

地域包括支援センターと連携し、高齢者が要介護状態になることを予防するために、心身の状況等に応じて、介護予防事業が包括的かつ効率的に実施できるようなケアマネジメントを実施しています。

今後の方向性

- ◆ 実地指導や研修などを通じてケアマネジャーを支援し、適切なケアプランを作成できる環境を整備します。
- ◆ 介護予防、重度化防止を視野に入れたケアプラン作成ができる体制づくりを進めます。

	現状（見込） 令和2年度 （2020）	計画 令和5年度 （2023）
利用者数	4,596人/年 （383人/月）	5,880人/年 （490人/月）

自立支援・重度化防止に向けた取り組み

事業内容

要介護状態や要支援状態となることを予防または重度化することを防止するための事業を実施しています。年間を通じて様々なテーマで介護予防に資する知識の普及啓発の実施や教室や通いの場への専門職の派遣、出前講座の実施等を行っています。

今後の方向性

- ◆ 高齢者自ら、継続した介護予防を行っていけるよう市民全体の介護予防意識を高める教室を実施します。
- ◆ 出前講座を継続して実施します。
- ◆ 介護予防、重度化防止を視野に入れた教室、通いの場等への専門職を派遣します。
- ◆ 社会参加や高齢者の就労支援を促進し、支え合い社会の実現を図るために、有償ボランティアの普及と体制整備を進めます。
- ◆ 介護相談員の派遣を行い、介護サービス利用者と事業者の心配事等に対応し、サービスの改善に努めます。
- ◆ 就労的活動支援コーディネーターによる高齢者個人の特性や希望に合った就労的活動のコーディネートを検討を進めます。

①交流事業の展開

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
老人クラブや施設等での催し物への 参加人数	高齢者：1,150人 老人クラブ連合 会行事参加者 園児他：300人	高齢者：1,300人 老人クラブ連合 会行事参加者 園児他：900人
いきいきサロンにおける 世代間交流参加人数	高齢者：1,700人 園児他：340人	高齢者：14,500人 園児他：3,000人

②高齢者の就労促進

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
シルバー人材センター会員数	475人	490人
シルバー人材センター受注件数	1,960件	2,060件

③介護予防普及啓発事業の展開

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
介護予防教室 実施回数	203回	450回
介護予防教室 参加者数（実人数）	900人	2,000人

④健康づくり活動への取り組み

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
コーちゃん健康マイレージ応募総数	1,000人	1,600人

⑤相談員の派遣

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
介護施設等への相談員派遣回数	10回	170回

3 介護サービスの充実

要支援・要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現できるよう、介護サービスの充実を図ります。また、住民ニーズを踏まえながら、効果的・効率的に介護サービスを提供していきます。

(1) 居宅サービス

居宅サービスは、要支援・要介護認定を受けた高齢者が自宅で利用することができるサービスです。

在宅での介護を支援するサービスであるため、住民のニーズを把握するとともに、サービス提供事業者と連携しながらサービスの充実を図ります。

訪問介護

事業内容

訪問介護は、訪問介護員（ヘルパー）が居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や、食事のケア等の家事援助を行うものです。

今後の方向性

- ◆ サービス提供事業者と連携しながら、ニーズに応じたサービス量確保に努めます。
(人／年)

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	1,746	1,617	1,488	1,680	1,776	1,872

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

事業内容

訪問入浴介護は、訪問介護員（ヘルパー）が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うものです。

今後の方向性

- ◆ サービス提供事業者と連携しながら、ニーズに応じたサービス量確保に努めます。
(人／年)

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	206	168	180	252	252	252
予防給付	0	5	0	0	0	0

訪問看護、介護予防訪問看護

事業内容

訪問看護は、看護師等が居宅を訪問し、療養上のケアまたは必要な診療の補助を行うものです。

今後の方向性

- ◆ 在宅医療と介護の連携において重要なサービスとなることから、必要なサービス量を提供できるようサービス提供事業所との連携を図ります。

(人／年)

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	1,334	1,275	1,368	1,380	1,476	1,560
予防給付	369	546	576	660	684	708

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

事業内容

訪問リハビリテーションは、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）等が居宅を訪問し、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うものです。

今後の方向性

- ◆ 介護支援専門員やサービス提供事業所との連携を図りながら、必要なサービス量の確保や適正なサービス提供が行われるように努めます。

（人／年）

	実績（２年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 ２年度 (2020)	令和 ３年度 (2021)	令和 ４年度 (2022)	令和 ５年度 (2023)
介護給付	43	23	72	168	168	168
予防給付	0	14	0	0	0	0

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

事業内容

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うものです。

今後の方向性

- ◆ 医療機関や訪問看護等の他のサービスとの連携を図り、円滑なサービス利用につなげます。

（人／年）

	実績（２年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 ２年度 (2020)	令和 ３年度 (2021)	令和 ４年度 (2022)	令和 ５年度 (2023)
介護給付	1,588	1,755	1,788	1,824	1,860	1,908
予防給付	54	87	96	120	120	120

通所介護

事業内容

通所介護は、デイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供等日常生活のケア、機能訓練を行うものです。

今後の方向性

- ◆ サービス提供事業者と連携しながら、ニーズに応じたサービス量確保に努めます。
(人／年)

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	5,624	5,351	5,316	5,580	5,676	5,760

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

事業内容

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院等に通い、当該施設において、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うものです。

今後の方向性

- ◆ サービスの効果等について広く周知を行い、利用を促進します。
(人／年)

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	1,950	1,866	1,812	1,920	1,956	2,004
予防給付	773	912	948	1,080	1,116	1,140

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

事業内容

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設に短期入所し、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上のケア、機能訓練を行うものです。

今後の方向性

- ◆ 必要なサービス量の確保に努めるとともに、適正なサービス提供が行われるよう、助言・指導に努めます。

(人／年)

	実績（２年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 ２年度 (2020)	令和 ３年度 (2021)	令和 ４年度 (2022)	令和 ５年度 (2023)
介護給付	2,013	2,169	1,932	1,980	2,028	2,112
予防給付	160	175	168	180	180	192

短期入所療養介護（老健）、介護予防短期入所療養介護（老健）

事業内容

短期入所療養介護（老健）は、介護老人保健施設などで、短期間の入所により看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上のケアを行うものです。

今後の方向性

- ◆ 医学的管理下で短期入所を必要とする利用者のニーズ把握に努め、スムーズな利用へとつなげます。

(人／年)

	実績（２年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 ２年度 (2020)	令和 ３年度 (2021)	令和 ４年度 (2022)	令和 ５年度 (2023)
介護給付	183	181	144	192	204	204
予防給付	14	19	12	24	24	24

短期入所療養介護（病院等）、介護予防短期入所療養介護（病院等）

事業内容

短期入所療養介護（病院等）は、介護療養型医療施設などで、短期間の入所により看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上のケアを行うものです。

今後の方向性

- ◆ 医学的管理下で短期入所を必要とする利用者のニーズ把握に努め、スムーズな利用へとつなげます。

（人／年）

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	0	0	0	0	0	0
予防給付	0	0	0	0	0	0

短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

事業内容

短期入所療養介護（介護医療院）は、介護医療院などで、短期間の入所により看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上のケアを行うものです。

今後の方向性

- ◆ 医学的管理下で短期入所を必要とする利用者のニーズ把握に努め、スムーズな利用へとつなげます。

（人／年）

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	0	0	0	0	0	0
予防給付	0	0	0	0	0	0

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

事業内容

福祉用具貸与は、日常生活の自立を助けるために、福祉用具（車いす、特殊寝台等）の貸与を行うものです。

今後の方向性

- ◆引き続き、「福祉用具の選定の判断基準」に基づき、適正な用具の選定や提供が行われるよう努めます。
- ◆ケアプランチェック等から、その必要性についての検証を行い、福祉用具専門相談員の活用が図られているか等、給付費適正化にも努めます。

（人／年）

	実績（２年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 ２年度 (2020)	令和 ３年度 (2021)	令和 ４年度 (2022)	令和 ５年度 (2023)
介護給付	6,747	6,566	6,660	6,648	6,888	7,104
予防給付	2,925	3,092	3,360	3,576	3,708	3,756

特定福祉用具購入費、特定介護予防福祉用具購入費

事業内容

特定福祉用具購入費は、入浴または排せつの用に供する福祉用具等（特殊尿器等）の購入費を支給するものです。

今後の方向性

- ◆引き続き、利用者の身体状況や環境に適したサービス利用がされるように、介護支援専門員への助言・指導に努めます。

（人／年）

	実績（２年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 ２年度 (2020)	令和 ３年度 (2021)	令和 ４年度 (2022)	令和 ５年度 (2023)
介護給付	119	99	96	84	84	84
予防給付	37	46	60	96	96	96

住宅改修費、介護予防住宅改修費

事業内容

住宅改修費の支給は、住宅改修（手すりの取り付け、段差解消等）について費用の支給を行うものです。

今後の方向性

- ◆ 利用者の日常生活動作の自立につながるサービス利用がされるよう、介護支援専門員への指導・助言・審査を強化し、介護給付費の適正化に努めます。

（人／年）

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付	114	90	60	84	84	84
予防給付	56	64	120	120	120	120

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

事業内容

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護者等について、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上のケア、機能訓練および療養上のケアを行うものです。

今後の方向性

- ◆ 利用者の需要を見極めながら、施設の必要性について、引き続き検討します。

（人／月）

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付	8	10	18	16	16	16
予防給付	0	2	3	3	4	4

居宅介護支援、介護予防支援

事業内容

居宅介護支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、居宅で介護を受ける人の心身の状況、希望等を踏まえ、保健医療サービス、福祉サービスの利用等に関し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるように介護サービスの提供機関等との連絡調整などを行うものです。

今後の方向性

- ◆ 適正かつ効果的なケアマネジメントが行われるよう、支援・指導を継続します。
(人／年)

	実績（２年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	10,264	9,903	9,732	9,516	9,732	9,948
予防給付	3,394	3,686	3,960	4,308	4,488	4,620

(2) 施設サービス

施設サービスは、介護保険施設に入居して受けるサービスです。

ニーズや入所希望者の待機状況等を見極めながら、サービスの充実を図っていきます。

介護老人福祉施設

事業内容

介護老人福祉施設は、入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上のケア、機能訓練、健康管理および療養上のケアを行うものです。

今後の方向性

- ◆ 入所希望者の待機状況等を見極めながら、増設の可否等について検討していきます。

(人/月)

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
介護給付	265	266	272	276	276	276

介護老人保健施設

事業内容

介護老人保健施設は、入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護および機能訓練、その他の必要な医療並びに日常生活上のケアを行うものです。

今後の方向性

- ◆ 入所希望者の待機状況等を見極めながら、増設の可否等について検討していきます。

(人/月)

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
介護給付	149	130	111	116	116	116

介護医療院

事業内容

介護医療院は、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を一体的に提供するものです。

今後の方向性

- ◆ 利用者の需要を見極めながら、施設の必要性について、引き続き検討します。

(人／月)

	実績（２年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	1	6	23	68	68	68

介護療養型医療施設

事業内容

介護療養型医療施設は、入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等のケアおよび機能訓練、その他必要な訓練を行うものです。

今後の方向性

- ◆ 介護医療院と連携し、介護医療院への転換を図ることで、指定介護療養型医療施設の設置期限である令和5（2023）年度末までに転換を行います。

(人／月)

	実績（２年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	50	54	39	0	0	0

(3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるため、居住している市町が指定・監督を行うサービスです。

住民のニーズを把握し、サービスの充実を図っていきます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業内容

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うものです。

今後の方向性

- ◆ 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

(人／年)

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	12	10	12	12	12	12

夜間対応型訪問介護

事業内容

夜間対応型訪問介護は、夜間の定期的な巡回訪問により、または通報を受けて、要介護者の居宅で要介護者にケアを行うものです。

今後の方向性

- ◆ 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。
(人／年)

	実績（２年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	0	0	0	0	0	0

地域密着型通所介護

事業内容

地域密着型通所介護は、利用定員18人以下の小規模のデイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供等日常生活のケア、機能訓練を行うものです。

今後の方向性

- ◆ 適正な質・量のサービスが提供されるよう、サービス事業所の指定・監督を行います。

(人／年)

	実績（２年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	1,700	1,800	1,824	1,872	1,956	2,004

認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

事業内容

認知症対応型通所介護は、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態である人について、デイサービスセンターにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上のケアおよび機能訓練を行うものです。

今後の方向性

- ◆ 通常の通所介護との利用対象者の区分をより明確にし、利用の促進を図ります。
(人／年)

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	103	123	192	288	300	312
予防給付	0	0	0	0	0	0

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

事業内容

小規模多機能型居宅介護は、要介護者の居宅から、サービスの拠点に通う、もしくは短期宿泊するなどして家庭的な環境の中で日常生活上のケアを行うものです。

今後の方向性

- ◆ 利用促進を図ります。
- ◆ 認知症対応型共同生活介護と併設した施設の整備を行います。

(人／年)

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	486	470	456	456	708	720
予防給付	115	92	168	192	312	324

認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

事業内容

認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症の人（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある人を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上のケアおよび機能訓練を行うものです。

今後の方向性

- ◆ 令和4年度（2022）年度に北部圏域に1ヵ所（定員18人）および小規模多機能型居宅介護と併設した施設の整備を計画しています。

（人／月）

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付	73	72	72	73	91	91
予防給付	0	0	0	0	0	0

地域密着型特定施設入居者生活介護

事業内容

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居者が要介護者とその配偶者に限定されている定員29名以下の有料老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。

今後の方向性

- ◆ 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

（人／月）

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付	0	0	0	0	0	0

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業内容

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。

今後の方向性

- ◆ 事業所の利用状況を把握し、効率的な運営が図られるよう事業所に助言を行います。

(人／月)

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	5	20	25	28	28	28

看護小規模多機能型居宅介護

事業内容

看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護等を組み合わせ一体的に提供することにより、効果的かつ効率的なサービスを行うものです。

今後の方向性

- ◆ 利用者の需要を見極めながら、今後のサービス提供について検討していきます。

(人／年)

	実績（2年度は実績見込）			計画		
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
介護給付	0	0	0	0	0	0

4 高齢者等を支える福祉環境の整備

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現していくために、認知症施策や福祉サービスの充実を推進するとともに、高齢者を支える家族等の支援や福祉人材の確保も推進していきます。また、安心して暮らせる環境整備も進め、誰もが安心・安全に暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。

(1) 認知症施策の推進

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加することが予測されています。ひとりぐらし世帯や高齢者のみ世帯が増加する中で、地域で認知症高齢者を支える仕組みづくりも求められています。

認知症大綱に基づき「共生」と「予防」を軸とした5つの柱に沿った施策を推進します。

認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

①認知症サポーター養成講座の充実

事業内容

市民に認知症について正しく理解してもらうため、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の普及啓発に努めています。市職員や地域包括支援センターの職員を対象に研修を実施し、認知症サポーター養成講座の指導者であるキャラバンメイトの増加を図っています。

今後の方向性

- ◆引き続き講座の開催数や子どもや中高年、企業などの若い年齢層も含めた受講者数の増加に努め、認知症への支援体制を構築し向上させていきます。
- ◆認知症サポーター登録制度およびサポーターの活用について検討します。
- ◆キャラバンメイトを増加させるために市民への認知症に関する正しい理解の啓発に努めます。
- ◆教育部門と協力した支援体制を推進します。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
養成者数（年間）	53人	200人
累計	3,785人	4,400人

②認知症予防の講演会

事業内容

市民に認知症について正しく理解してもらうため、認知症サポート医等による認知症講演会を開催し、認知症の普及啓発に努めています。

今後の方向性

- ◆ 多くの市民が参加できるよう、講演会のテーマや内容・講演会の周知方法等を検討しながら、講演会を開催します。
- ◆ 医師会や認知症サポート医及び関係団体と連携しながら啓発活動を行います。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
実施回数	1回	1回
参加者数	30人	50人

認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

①認知症初期集中支援チームの充実

事業内容

認知症の人やその家族に早期に関わり、容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供のために、認知症初期集中支援チームを市内4ヵ所の地域包括支援センターに設置しています。

今後の方向性

- ◆ 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供のため、認知症初期集中支援チームの対応の充実を図ります。
- ◆ 認知症初期集中支援チームのチーム員会議を実施し、支援内容の充実を図ります。
- ◆ 認知症疾患センターや関係する他職種との連携を強化します。
- ◆ 地域包括支援センターや認知症地域支援推進員と協力した認知症および認知症初期集中支援チームの周知を図ります。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
認知症初期集中支援チーム設置数	4チーム	4チーム
認知症初期集中支援チーム訪問件数	11件	12件

②認知症地域支援推進員の配置と活動

事業内容

認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供のため、市内4ヵ所の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、ケアの向上を図っています。

今後の方向性

- ◆ 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供のため、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、相談充実を図ります。
- ◆ 研修や連絡会の開催等を通じて、認知症地域支援推進員の資質の向上を図ります。
- ◆ 認知症サポート医の協力を得ながら地域を支援し、ケア向上に努めます。
- ◆ 認知症サポート医・認知症地域支援推進員・市の3者で協力した活動と当事者の意見を取り入れた活動を行います。
- ◆ 地域に出向き予防活動の周知に努め、地域の通いの場の充実を図ります。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
認知症地域支援推進員配置数	4人	4人
連絡・検討会開催回数	9回	10回
連絡・検討会の行政参加回数	7回	7回

③認知症ケアパスの作成と充実・普及

事業内容

認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むことができるよう、認知症の人と家族および地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それぞれを達成するため認知症ケアパスを作成しています。医療・介護等支援ネットワークを構築するため、認知症ケアパスを活用し容態に応じた適切なサービス提供の流れの充実・普及啓発を行っています。

今後の方向性

- ◆ 認知症地域支援推進員および地域包括支援センターと協力し、認知症ケアパスの見直しおよび内容の充実を図ります。
- ◆ 認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有・活用されるよう、認知症ケアパスの活用を認知症地域支援推進員および地域包括支援センターと協力し推進します。

認知症の人の介護者への支援

①家族介護者教室実施

事業内容

在宅での介護継続をめざし、認知症介護に関する知識や技術を深めるとともに認知症介護者の交流の場となる教室を実施しています。

今後の方向性

- ◆ 介護者が興味を持ち、参加しやすいよう内容の充実や開催時間や開催場所を検討します。
- ◆ 広報の活用や介護支援専門員、事業所等を通じた呼びかけにより、参加者の増加を図ります。
- ◆ 介護者交流会を含めた在宅介護者支援に取り組みます。

②認知症カフェの充実支援

事業内容

認知症の人やその家族等に対する支援体制を強化していくために、地域の人や専門家と情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェを5ヵ所設置しています。

今後の方向性

- ◆ 認知症地域支援推進員の協力を得て、認知症カフェの勉強会を実施し、認知症カフェの立ち上げ支援・普及啓発を図ります。
- ◆ 認知症の人の意見を取り入れることで事業の充実を図ります。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
認知症カフェ設置数	5ヵ所	5ヵ所

認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

①高齢者安心サポート事業

事業内容

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、高齢者宅の異変にいち早く気づき、必要な支援等の対応が図れるように協力事業所と連携した見守りを行っています。

今後の方向性

- ◆ 協定を結んでいる事業所を集めて連絡会を開催し、見守り体制の強化を図ります。また、新規事業所へ周知し、さらなる見守り体制の拡大を図ります。
- ◆ 関係者機関と協力した認知症等見守り事業の周知と運営を推進していきます。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
協力事業所数	17ヵ所	19ヵ所

②高齢者見守りネットワーク（認知症含む）

事業内容

高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも生活できるよう、また認知症になっても安心・安全に暮らせるよう高齢者見守りネットワークを整備しています。

今後の方向性

- ◆ 行方不明者を見守るためのネットワークの登録者数の増加と制度周知によるネットワーク体制の普及により、行方不明者の早期発見、保護に努めます。
- ◆ すでにある高齢者の見守り体制の事業、取り組みを活用、見守り支援関係者との連携を強化することで地域による見守り体制のさらなる強化に努めます。
- ◆ ワークショップを開催し、行方不明者を地域みんなで防ぐための、地域の助け合いによるネットワーク体制づくりの構築を図ります。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
オレンジネットワーク登録件数	10件	40件

参考

【認知症大綱 5つの柱 湖西市事業分類】

大綱 5本の柱	業務名	内容	詳細
1. 普及啓発・ 本人発信支援	認知症対策事業	認知症に関する理解促進	◆認知症サポーターの養成 ◆教育部門と協力したこどもサポーター養成によるこどもの認知症への理解促進 ◆認知症講演会 ◆認知症サポート医の配置と講演会等協力
		相談先の周知	◆広報、HPで周知 ◆認知症ケアパス作成と配布発信
	認知症総合支援事業	相談先の周知	◆認知症地域支援推進員配置と推進員による周知
	包括的継続的 マネジメント事業	相談先の周知	◆地域包括支援センターの設置
2. 予防	一般介護予防事業	認知症予防に資する可能性のある活動の推進	◆通いの場充実（サロン活動・健康体操・居場所）の実施支援 ◆介護予防教室 ◆高齢者保険事業と介護予防の一体化の取り組み
3. 医療・ケア・ 介護サービス・ 介護者への支援	認知症総合支援事業	早期発見・早期対応、医療体制の整備	◆認知症初期集中支援チーム配置 ◆認知症サポート医の配置と協力 ◆認知症地域支援推進員配置
	認知症対策事業	早期発見・早期対応、医療体制の整備	◆認知症ケアパスの作成
	家族介護支援事業	介護者支援	◆介護教室
	在宅医療介護連携推進事業	在宅医療と介護の連携支援 専門職の相談と支援	◆在宅医療介護連携推進センターの設置と相談

大綱 5本の柱	業務名	内容	詳細
4. 認知症 バリアフリーの 推進・ 若年性認知症の 人への支援 ・社会参加支援	認知症総合支援事業	若年性認知症の人への支援 本人、家族支援	◆認知症地域支援推進員配置 ◆認知症カフェの開催、 勉強会企画と実施
	認知症対策・ 認知症総合支援事業	若年性認知症の人への支援	◆若年認知症の就労支援、 農業活動とのマッチング (県モデル事業)
		介護サービス事業所 利用者の社会参加の 促進	◆若年認知症の就労支援、 農業活動とのマッチング (県モデル事業)
		地域支援体制の強化	◆チームオレンジの構築 ◆見守りネットワーク ◆安全・安心カードの 利用促進
	包括的継続的 マネジメント事業	成年後見制度の利用 促進 相談の実施	◆地域包括支援センターの 設置 ◆消費者相談の実施
	成年後見制度利用 支援事業	成年後見制度の利用 促進	◆司法書士による講演会の 開催 ◆必要時市長申し立て等実施
	権利擁護事業	虐待防止施策の促進	◆地域包括支援センターに おける高齢者虐待防止に 関する迅速な対応や ネットワークづくり
	介護予防・日常生活 総合事業	社会活動や社会貢献 の促進	◆シルバー人材センターの 活用
	生活支援体制整備 事業	地域支援体制の強化	◆チームオレンジの構築 ◆見守りネットワーク ◆安全・安心カードの利用 促進
	在宅福祉サービス 事業	在宅生活の支援、 緊急時対応	◆緊急通報装置設置 ◆高齢者等食事サービス (配食と見守り安否確認)
5. 研究開発・ 産業促進・ 国際展開		認知症の予防、診断、 治療ケア等のための 研究	◆情報収集 ◆必要時情報発信と周知
		研究基盤の構築	
		産業促進・国際展開	

(2) 福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するには、高齢者の生活状況に応じて必要となるサービスを充実させることが重要です。

在宅福祉サービスや入所系サービス等、様々な高齢者福祉に関するサービスの充実を図ります。

在宅福祉サービス

事業内容

在宅福祉サービスとして、高齢者等配食サービス、ふれあい収集、ねたきり老人等紙オムツ助成、軽度生活援助、高齢者バス・タクシー利用料金助成、ひとりぐらし老人緊急通報システム、寝具洗濯乾燥消毒サービス、家族介護慰労金の支給、生活管理指導短期宿泊を実施しています。

今後の方向性

- ◆ 必要な人が利用できるよう、広報等を活用した周知を行います。
- ◆ 利用者のニーズに応じたサービスの充実を図ります。

①高齢者等配食サービス

ひとりぐらし高齢者や高齢者世帯等の食事の支度が困難な方を対象に、栄養バランスのよい昼食を配達します。また、集配時に声掛け等を行い、安否確認も行います。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
利用者数	104人	120人

②ふれあい収集

市内在住で自らごみを出すことが困難であり、親族や身近な人から支援を受けられない方で、要支援・要介護認定を受けているひとりぐらし高齢者や高齢者世帯、障害者などを対象に、週1回、自宅へ訪問してごみを回収しながら、安否確認を行います。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
利用者数	43人	50人

③ねたきり老人等紙オムツ助成

在宅高齢者で常時紙オムツに排せつする人等を対象に、紙オムツ引換券を交付し、購入費の一部を助成します。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
助成者数	96人	100人

④軽度生活援助

ひとりぐらし高齢者や高齢者世帯等で日常生活の一部に支援が必要な方を対象に、生活に支障のある範囲の生活支援を行います。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
利用者数	3人	5人

⑤高齢者バス・タクシー利用料金助成

市内に住所を有する在宅の方で、75歳以上の方を対象に、コーちゃんバスやタクシーに利用できる乗車券を交付します。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
申請者数	4,100人	5,500人

⑥ひとりぐらし老人緊急通報システム

ひとりぐらし高齢者等を対象に緊急通報システムを設置します。また、定期的な安否確認および必要に応じて救急車の要請や親族等への連絡を行います。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
利用者数	126人	140人

⑦寝具洗濯乾燥消毒サービス

ねたきりの高齢者やひとりぐらし高齢者、高齢者世帯等で寝具の衛生管理が困難な人を対象に、掛布団・敷布団・毛布のクリーニングを実施します。

	現状（見込） 令和２年度 (2020)	計画 令和５年度 (2023)
利用者数	11人	14人

⑧家族介護慰労金の支給

要介護４・５の市民税非課税世帯の高齢者で、過去１年間に介護保険サービスを利用しなかった人を介護している同居の家族を対象に、慰労金を支給します。介護サービスの利用状況と事業の継続について検討します。

⑨生活管理指導短期宿泊

介護保険の認定を受けていない虚弱な高齢者で、日常生活を一人で営むのに支障のある方を対象に、冠婚葬祭などの事情により一時的に一人で過ごさなければならない場合、施設に短期間宿泊し、生活習慣の改善指導などのサービスを行います。

	現状（見込） 令和２年度 (2020)	計画 令和５年度 (2023)
利用者数	1人	1人

入所系サービス

①養護老人ホーム

事業内容

市内に居住しているおおむね65歳以上の人で、日常生活は自立しているが経済的、環境的な理由により居宅において生活することが困難な人を養護老人ホームへ措置入所し、生きがいを持った生活が送れるよう支援しています。

今後の方向性

◆ 安心して生活できるよう事業を継続していきます。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
利用者数	4人	4人

②ケアハウス

事業内容

生活支援が必要な人で、家庭環境や住宅事情などにより居宅での生活が困難な高齢者を対象に、低料金で個室が利用できる施設において、生活相談、食事、入浴、緊急時の対応等のサービスを提供しています。

今後の方向性

◆ 市民のニーズを把握しながら、事業を継続するとともに、ニーズに合わせた事業拡大を図ります。

成年後見制度利用促進事業

事業内容

高齢者や認知症で判断能力がなく、金銭管理や契約事項を支援する人がいない高齢者を対象に、成年後見制度が利用できるよう地域包括支援センターと協力し、手続き等の支援を行っています。また、身寄りのない高齢者の制度周知や市民全体成年後見制度を知ってもらうために、相談対応を利用して、普及啓発を行っています。

今後の方向性

- ◆ 地域包括支援センターと連携し、出前講座等を実施することで事業の周知を図ります。
- ◆ 成年後見制度利用促進のための中核機関の設置を関係課と検討し、1箇所設置します。

	現状（見込） 令和2年度 （2020）	計画 令和5年度 （2023）
権利擁護（成年後見制度）相談件数	7件	8件
中核機関の設置数	なし	1箇所

（３）高齢者を支える家族等への支援充実

介護が必要な高齢者の増加に伴い、介護の必要性から離職する介護離職等、様々な問題が生じており、介護を行う家族に対する身体的・精神的な負担を軽減する支援が必要となっています。

介護を行う家族への支援や、必要とする人が必要なサービスを受けられる環境の整備等を通じて、高齢者を支える家族等への支援を充実させます。

家族介護者の交流の促進

事業内容

高齢者を介護している家族の身体的、精神的負担軽減のため、事業所等と連携し、教室や交流会を開催することで、知識や技術を深めるほか交流の機会を提供しています。

今後の方向性

- ◆ 介護者が興味を持つ内容を検討し、参加しやすい時間や場所などに講座を開催して、参加者数を増やしていきます。
- ◆ 介護者教室も含めた在宅介護者支援に取り組みます。

(4) 福祉人材の確保と資質の向上

介護ニーズが増加している一方で、サービスを提供する福祉人材の不足は全国的な問題となっています。また、充実した介護サービスを受けるためには、福祉人材の資質の向上も必要です。

福祉に関わる人材の確保を図るとともに、福祉人材の資質の向上にも取り組んでいきます。

福祉人材の確保

事業内容

介護人材を育成する研修会の実施や、事業所への紹介等、マッチング体制について検討します。

今後の方向性

- ◆ シルバー人材センターやハローワーク等と連携し、元気高齢者の介護現場への参入促進について検討します。
- ◆ 担い手を積極的に活用するための組織や、新しいサービス（有償ボランティア）の創出に取り組みます。
- ◆ 介護職員初任者研修の受講者へ費用助成を行う体制を整え、費用助成を行います。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
助成件数	0件	10件

福祉人材の資質の向上

事業内容

介護サービスに従事する人材を育成するために、国や県の最新の動向や高齢者を支える制度やサービスの理解、介護に関する基本技術や高齢者介護のリスク管理等の知識を習得できる研修会を開催しています。

今後の方向性

- ◆ 介護サービスに従事する人材の質の向上のため、研修会を開催します。

(5) 生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するためには、安心・安全な生活環境を整備していくことが必要です。

地域における福祉活動や支え合いの仕組みづくりを支援する社会福祉協議会と連携しながら、ユニバーサルデザインの推進や防犯・防災対策、感染症対策等を推進していきます。

社会福祉協議会

事業内容

社会福祉協議会は、地域住民が参加し取り組む福祉活動や支え合いの仕組みづくりを支援する組織であり、行政と連携しながら様々な高齢者福祉に関する施策を展開しています。

今後の方向性

- ◆ 社会福祉協議会では、現在活動している地区社協の組織強化を図り、主体的な組織運営を促すため、地区社会福祉協議会へ移行しています。地区社協がめざす、共に支え合う福祉のまちづくりの推進を図るため、行政と社会福祉協議会との連携を推進します。

ユニバーサルデザインのまちづくり

事業内容

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインに関する広報・啓発活動を行っています。また、公共施設や道路等において、高齢者だけではなく、誰もが安心して利用・通行できるような整備を行っています。

今後の方向性

- ◆ 高齢者が暮らしやすいまちづくりのために、ユニバーサルデザイン化の積極的な推進を図ります。
- ◆ 既存建物の改修を行う予定の所有者へ、関係法令の周知・啓発を図ります。
- ◆ 公共施設において、改修工事を行う際にユニバーサルデザイン化を図ります。
- ◆ 財源確保に努めるほか、優先順位を定め、効果的な改善に努めます。

交通手段の確保

事業内容

高齢者をはじめとする多くの市民の買物や通院、公共施設等への利便性の向上を図るため、コミュニティバスの運行やデマンド型交通を実施しています。乗り方教室の実施等により、利用啓発にも取り組んでいます。また、市内在住の75歳以上の高齢者を対象にバス・タクシーの乗車券を配布しています。

今後の方向性

- ◆ 市内のバスやタクシー等をより利用しやすくなるよう、速達性の確保とともに、交通アクセスの向上を図ります。
- ◆ デマンド型交通をはじめとした、よりよい公共交通を検討し利便性を向上します。
- ◆ バスやデマンドバスの乗り方教室の実施等を通じて、利用啓発に取り組みます。

交通安全対策

事業内容

高齢者の交通事故を防ぐために交通安全教室を開催するとともに、高齢者の自転車・バイクへの蛍光ステッカーの貼り付け等を、関係団体と連携して実施しています。

今後の方向性

- ◆ 各種イベントへのキャンペーン活動および地域の老人クラブを対象とした交通安全教室を開催します。
- ◆ 自発光資材の普及・啓発を図ります。

防犯対策・防災体制の充実

事業内容

警察・防犯協会・金融機関等と連携・協力し、振り込め詐欺等に関する広報・啓発や出前講座を通じた啓発活動を実施しています。また、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、防火診断の実施や災害時の対応についての周知・啓発を行っています。

今後の方向性

- ◆ 広報誌、防災講座を通じ、家庭内での防災対策を推進します。
- ◆ 住宅用火災報知機の設置に関する啓発を行い、設置率の向上を図ります。
- ◆ 警察、金融関係機関および関連団体と協力し、啓発活動を実施します。
- ◆ ひとりぐらしの高齢者を対象とした防火診断において、火災予防の啓発に限らず、健康状態、既往歴、緊急時の連絡先等を確認するとともに、救急車の適正利用についての指導も行います。
- ◆ 避難行動要支援者名簿の更新と活用を進めます。
- ◆ 事業所と連携して災害訓練を実施します。

	現状（見込） 令和2年度 (2020)	計画 令和5年度 (2023)
事業所との災害訓練実施回数 (伝達訓練含む)	2回	4回

感染症対策の充実

事業内容

市内の事業所に対して、感染症対策に関する情報提供や啓発を行っています。

今後の方向性

- ◆ 感染症対策に必要な物資や感染症防止対策に関する情報提供を行います。
- ◆ 感染症が発生した際の対応等について指導するとともに、対策計画の策定の必要性について啓発します。
- ◆ 地域防災計画及び新型インフルエンザ等対策行動計画等との整合をとった対応に努めます。

5 サービス提供システムの構築

サービスを必要とする高齢者やその家族等が質の高い必要なサービスを受けることができるように、情報提供体制の整備やサービスの質の確保、安心してサービスを利用できる環境整備を推進していきます。

(1) 情報の開示と提供体制

サービスを必要とする人が必要なサービスを利用できるようにするためには、サービスに関する情報を伝える体制を充実させる必要があります。また、利用者がより良いサービスを受けるために、説明と同意に基づく個人情報の提供がなされるよう、個人情報の保護が重要となります。

利用者への情報公開や介護サービス事業所への実地指導等により、情報の開示と提供体制を充実させます。

利用者への情報公開

事業内容

サービス利用者に対しては、事業運営に関する充実した情報提供を行い、利用者の自由な選択、安心感の確保を図っています。また、静岡県および湖西市による介護サービス事業者の実地指導を通じて、サービス利用者に対する情報公開が適切に行われているか確認を行っています。

今後の方向性

- ◆ 関係機関と協力しながら利用者が適切な情報を取得できるよう、サービス提供者に関する情報収集・情報提供を行います。

個人情報の保護

事業内容

静岡県および湖西市による介護サービス事業者の実地指導を通じて、サービス利用者の自由な選択、安心感を確保するとともに、利用者の個人情報の取り扱いを適切に行うよう指導しています。

今後の方向性

- ◆ 事業者に対する指導を継続して行います。

(2) サービスの質の確保

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するためには、質の高いサービスを受けられる環境を整備していくことが必要です。

サービス提供事業者等が質の高いサービスを提供できるような仕組みづくりを推進していきます。

サービス内容の評価と公表

事業内容

静岡県「介護サービス情報の公表」計画に基づき、各事業所がサービス内容を公表するとともに、県の「介護サービス情報公表システム」の案内パンフレットを活用し、介護保険申請に訪れた市民が介護サービス情報システムを利用できるよう、周知を行っています。また個々のサービス提供者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけられるよう、当事者（サービス提供者および利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行っています。

今後の方向性

- ◆ サービス提供者の事業運営の考え方、サービスの実施体制など、サービス利用者が積極的にサービスの選択・計画作成に関われるよう、情報をわかりやすく公表します。

介護現場の革新

事業内容

介護職員・介護従業者等の負担を軽減するために、ICTの活用等を検討しています。

今後の方向性

- ◆ 介護職員・介護従業者等の負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化を進め、文書削減等に係る取り組みを推進します。
- ◆ 介護ロボット、ICTの活用等、介護現場の革新について検討します。

(3) 苦情解決の仕組み

介護保険制度でのサービスに係る苦情解決には、要介護認定に関する不服申立てとして利用者が静岡県介護保険審査会に対して行うものと、提供者（居宅介護支援事業者、サービス事業者）のサービスに関する苦情申立てとして利用者が国民健康保険団体連合会に行うものの2つの仕組みがあります。

これらの苦情解決の仕組みに沿った適切な対応や、トラブルを未然に防ぐ取り組みを推進していきます。

介護保険制度における苦情解決の仕組み

事業内容

「利用者本位のサービス提供」が行える体制を構築するため、多様化・複雑化する苦情、要介護認定などに対する不服などについて、関係機関と連携し、早期解決に向けた適切な調査や指導、助言を行うとともに、国民健康保険団体連合会や県などの相談機関の周知を行っています。

今後の方向性

- ◆ 関係機関と連携し、早期解決に向けた適切な調査や指導、助言を行うとともに、国民健康保険団体連合会や県などの相談機関の周知に努めます。

トラブルの未然防止

事業内容

介護サービス利用者とサービス提供事業所とのトラブルを未然に防止するため、介護相談員による利用者の不満・疑問等の聞き取りを行う介護相談員派遣事業を行っています。

今後の方向性

- ◆ 寄せられた苦情事例について、介護相談員にも情報提供し、相談業務に活用していきます。

(4) 利用者保護の仕組み

介護保険制度におけるサービス利用は、利用者とサービス提供者の契約に基づいて行われるため、サービス提供者は、サービス内容などの重要事項を利用者に示さなければなりません。利用者はサービス提供者に比べ、一般的に弱い立場となることが予想されます。利用者を保護する仕組みを整備していく必要があります。

契約に対する支援や自己決定能力低下者に対する権利擁護を推進していきます。

契約に対する支援

事業内容

事業者指導の際に、サービス事業所は利用者に対し、契約時に必ず重要事項説明書、運営規定等を提示のうえ、利用者が不利益を被ることがないように丁寧な説明を行うよう、指導を行っています。

今後の方向性

- ◆ 利用者が提供者と契約を締結する際に、不利益を被ることのないよう、事業者への指導等を通して徹底を図ります。
- ◆ 利用者への注意喚起などの啓発、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者への協力要請など、必要な支援をしていきます。

自己決定能力低下者に対する権利擁護

事業内容

認知症高齢者や、自己判断能力が充分でない高齢者に対し、自己決定の援助、契約の締結など、地域での生活を営むのに不可欠な情報提供・助言、手続きの援助、苦情解決制度の利用援助を行っています。

今後の方向性

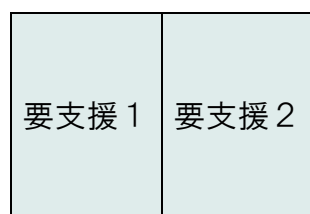
- ◆ 市や地域包括支援センター、社会福祉協議会では、本人の権利を擁護し地域において安心な生活が送れるよう、専門的、継続的に適切な支援を行います。

第5章 介護保険対象サービスの事業量および事業費の見込み

1 介護保険サービス利用の見込み

高齢化の進展に伴って、ねたきりや認知症の高齢者は今後も増加することが見込まれています。また、介護が必要な期間の長期化、介護する家族の高齢化が進んでおり、家族だけによる介護では十分な対応が困難となってきました。このような不安や問題の解消を図るための手段として、介護保険サービスの利用が考えられます。

介護保険は市町村が運営し、40歳以上の人加入する保険制度です。要介護者は介護給付、要支援者は予防給付または介護予防・日常生活支援総合事業を受けることになります。



要支援者



予防給付



要介護者



介護給付

【介護保険サービスの類型】

給付区分	サービス区分	サービスの種類
介護給付 (要介護者)	居宅サービス	◆訪問介護 ◆訪問入浴介護 ◆訪問看護 ◆訪問リハビリテーション ◆居宅療養管理指導 ◆通所介護 ◆通所リハビリテーション ◆短期入所生活介護 ◆短期入所療養介護（老健） ◆短期入所療養介護（病院等） ◆短期入所療養介護（介護医療院） ◆福祉用具貸与 ◆特定福祉用具購入費 ◆住宅改修費 ◆特定施設入居者生活介護
	地域密着型サービス	◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ◆夜間対応型訪問介護 ◆地域密着型通所介護 ◆認知症対応型通所介護 ◆小規模多機能型居宅介護 ◆認知症対応型共同生活介護 ◆地域密着型特定施設入居者生活介護 ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ◆看護小規模多機能型居宅介護
	施設サービス	◆介護老人福祉施設 ◆介護老人保健施設 ◆介護医療院 ◆介護療養型医療施設
	居宅介護支援	◆居宅介護支援
予防給付 (要支援者)	介護予防サービス	◆介護予防訪問入浴介護 ◆介護予防訪問看護 ◆介護予防訪問リハビリテーション ◆介護予防居宅療養管理指導 ◆介護予防通所リハビリテーション ◆介護予防短期入所生活介護 ◆介護予防短期入所療養介護（老健） ◆介護予防短期入所療養介護（病院等） ◆介護予防短期入所療養介護（介護医療院） ◆介護予防福祉用具貸与 ◆特定介護予防福祉用具購入費 ◆介護予防住宅改修費 ◆介護予防特定施設入居者生活介護
	地域密着型 介護予防サービス	◆介護予防認知症対応型通所介護 ◆介護予防小規模多機能型居宅介護 ◆介護予防認知症対応型共同生活介護
	介護予防支援	◆介護予防支援

2 給付費の見込み

(1) 介護給付

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅サービス				
訪問介護	給付費	125,006千円	133,067千円	140,822千円
	回数	44,028回	46,848回	49,586回
	人数	1,680人	1,776人	1,872人
訪問入浴介護	給付費	18,298千円	18,308千円	18,308千円
	回数	1,501回	1,501回	1,501回
	人数	252人	252人	252人
訪問看護	給付費	51,280千円	55,840千円	59,351千円
	回数	10,645回	11,614回	12,360回
	人数	1,380人	1,476人	1,560人
訪問リハビリテーション	給付費	5,756千円	5,701千円	5,701千円
	回数	2,364回	2,340回	2,340回
	人数	168人	168人	168人
居宅療養管理指導	給付費	13,447千円	13,741千円	14,101千円
	人数	1,824人	1,860人	1,908人
通所介護	給付費	558,087千円	585,404千円	599,772千円
	回数	76,808回	80,515回	82,415回
	人数	5,580人	5,676人	5,760人
通所リハビリテーション	給付費	176,232千円	185,468千円	191,705千円
	回数	20,017回	21,041回	21,704回
	人数	1,920人	1,956人	2,004人
短期入所生活介護	給付費	145,535千円	151,924千円	158,272千円
	日数	17,471日	18,184日	18,949日
	人数	1,980人	2,028人	2,112人
短期入所療養介護 (老健)	給付費	18,571千円	19,704千円	19,704千円
	日数	1,668日	1,768日	1,768日
	人数	192人	204人	204人
短期入所療養介護 (病院等)	給付費	0千円	0千円	0千円
	日数	0日	0日	0日
	人数	0人	0人	0人
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費	0千円	0千円	0千円
	日数	0日	0日	0日
	人数	0人	0人	0人
福祉用具貸与	給付費	76,704千円	80,104千円	83,026千円
	人数	6,648人	6,888人	7,104人
特定福祉用具購入費	給付費	2,340千円	2,340千円	2,340千円
	人数	84人	84人	84人
住宅改修費	給付費	5,630千円	5,630千円	5,630千円
	人数	84人	84人	84人
特定施設入居者生活介護	給付費	35,448千円	35,468千円	35,468千円
	人数	16人	16人	16人

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	1,037千円	1,038千円	1,038千円
	人数	12人	12人	12人
夜間対応型訪問介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
地域密着型通所介護	給付費	125,257千円	131,856千円	136,364千円
	回数	18,984回	20,020回	20,629回
	人数	1,872人	1,956人	2,004人
認知症対応型通所介護	給付費	26,203千円	27,046千円	28,823千円
	回数	2,851回	2,950回	3,127回
	人数	288人	300人	312人
小規模多機能型居宅介護	給付費	74,526千円	115,113千円	117,953千円
	人数	456人	708人	720人
認知症対応型 共同生活介護	給付費	220,157千円	274,649千円	274,649千円
	人数	73人	91人	91人
地域密着型 特定施設入居者生活介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費	76,624千円	76,667千円	76,667千円
	人数	28人	28人	28人
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費	838,873千円	839,339千円	839,339千円
	人数	276人	276人	276人
介護老人保健施設	給付費	383,626千円	383,839千円	383,839千円
	人数	116人	116人	116人
介護医療院	給付費	320,664千円	320,842千円	320,842千円
	人数	68人	68人	68人
介護療養型医療施設	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
居宅介護支援	給付費	143,541千円	147,178千円	150,731千円
	人数	9,516人	9,732人	9,948人
介護給付費計（小計）		3,442,842千円	3,610,266千円	3,664,445千円

(2) 予防給付

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	回数	0回	0回	0回
	人数	0人	0人	0人
介護予防訪問看護	給付費	17,770千円	18,415千円	19,198千円
	回数	4,856回	5,030回	5,244回
	人数	660人	684人	708人
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費	0千円	0千円	0千円
	回数	0回	0回	0回
	人数	0人	0人	0人
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	994千円	994千円	994千円
	人数	120人	120人	120人
介護予防 通所リハビリテーション	給付費	35,010千円	36,067千円	36,835千円
	人数	1,080人	1,116人	1,140人
介護予防 短期入所生活介護	給付費	7,416千円	7,420千円	7,750千円
	日数	1,291日	1,291日	1,356日
	人数	180人	180人	192人
介護予防 短期入所療養介護 (老健)	給付費	885千円	885千円	885千円
	日数	103日	103日	103日
	人数	24人	24人	24人
介護予防 短期入所療養介護 (病院等)	給付費	0千円	0千円	0千円
	日数	0日	0日	0日
	人数	0人	0人	0人
介護予防 短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費	0千円	0千円	0千円
	日数	0日	0日	0日
	人数	0人	0人	0人
介護予防福祉用具貸与	給付費	21,186千円	22,022千円	22,321千円
	人数	3,576人	3,708人	3,756人
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費	2,628千円	2,628千円	2,628千円
	人数	96人	96人	96人
介護予防住宅改修	給付費	8,757千円	8,757千円	8,757千円
	人数	120人	120人	120人
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費	2,004千円	2,674千円	2,674千円
	人数	3人	4人	4人

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域密着型介護予防サービス				
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	回数	0回	0回	0回
	人数	0人	0人	0人
介護予防小規模 多機能型居宅介護	給付費	9,236千円	14,910千円	15,434千円
	人数	192人	312人	324人
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
介護予防支援	給付費	19,199千円	20,012千円	20,600千円
	人数	4,308人	4,488人	4,620人
介護予防給付費計（小計）		125,085千円	134,784千円	138,076千円

（３）総給付費の推計

介護給付費および介護予防給付費を合わせた総給付費を計算すると、次のようになります。

（円）

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
介護給付費	3,442,842,000	3,610,266,000	3,664,445,000	10,717,553,000
介護予防給付費	125,085,000	134,784,000	138,076,000	397,945,000
総給付費	3,567,927,000	3,745,050,000	3,802,521,000	11,115,498,000

（４）標準給付費の推計

総給付費と特定入所者介護サービス費等給付額と高額介護サービス費等給付額と高額医療合算介護サービス費等給付額と算定対象審査支払手数料を合わせた標準給付費を計算すると、次のようになります。

（円）

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
総給付費	3,567,927,000	3,745,050,000	3,802,521,000	11,115,498,000
特定入所者介護 サービス費等給付額	84,880,703	78,370,861	79,887,713	243,139,277
高額介護サービス費等 給付額	102,813,124	103,472,834	105,803,316	312,089,274
高額医療合算介護 サービス費等給付額	13,605,000	13,973,790	14,201,770	41,780,560
算定対象審査支払 手数料	2,246,180	2,307,084	2,344,712	6,897,976
標準給付費見込額	3,771,472,007	3,943,174,569	4,004,758,511	11,719,405,087

(5) 地域支援事業費の推計

介護予防・日常生活支援総合事業

(円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問介護相当サービス	22,481,000	23,817,109	25,153,218
	100人	103人	105人
訪問型サービスA	2,111,000	2,471,725	2,832,449
	15人	18人	20人
訪問型サービスB	0	0	0
訪問型サービスC	168,000	185,684	205,230
訪問型サービスD	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0
通所介護相当サービス	128,619,000	138,828,305	149,037,610
	370人	379人	388人
通所型サービスA	16,244,000	16,890,225	17,536,449
	100人	100人	100人
通所型サービスB	0	0	0
通所型サービスC	1,594,000	1,594,000	1,594,000
通所型サービス(その他)	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、 住民ボランティア等の見守り	0	0	0
その他、訪問型サービス・ 通所型サービスの一体的提供等	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	19,840,000	21,114,421	22,388,841
介護予防把握事業	5,000	5,000	5,000
介護予防普及啓発事業	1,856,000	2,338,588	2,821,175
地域介護予防活動支援事業	7,370,000	10,647,841	13,925,682
一般介護予防事業評価事業	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	144,000	1,800,000	3,456,000
上記以外の 介護予防・日常生活総合事業	1,093,000	1,210,037	1,327,074

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

(円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	68,490,000	68,611,164	68,732,327
任意事業	16,752,000	26,402,814	36,053,628

包括的支援事業（社会保障充実分）

(円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
在宅医療・介護連携推進事業	2,848,000	3,063,738	3,279,476
生活支援体制整備事業	13,076,000	14,087,151	15,098,301
認知症初期集中支援推進事業	1,953,000	1,953,000	1,953,000
認知症地域支援・ケア向上事業	1,260,000	1,260,000	1,260,000
認知症サポーター活動促進・ 地域づくり推進事業	0	0	0
地域ケア会議推進事業	47,000	47,000	47,000

地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業費と包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費と包括的支援事業（社会保障充実分）を合わせた地域支援事業費を計算すると、次のようになります。

(円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
介護予防・日常生活 支援総合事業費	201,525,000	220,902,935	240,282,728	662,710,663
包括的支援事業（地域 包括支援センターの運 営）及び任意事業費	85,242,000	95,013,978	104,785,955	285,041,933
包括的支援事業 (社会保障充実分)	19,184,000	20,410,889	21,637,777	61,232,666
地域支援事業費	305,951,000	336,327,802	366,706,460	1,008,985,262

(6) 第1号被保険者負担分相当額の推計

標準給付費見込額と地域支援事業費の合計に第1号被保険者負担割合を乗じた第1号被保険者負担分相当額を計算すると、次のようになります。

(円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
標準給付費見込額	3,771,472,007	3,943,174,569	4,004,758,511	11,719,405,087
地域支援事業費	305,951,000	336,327,802	366,706,460	1,008,985,262
第1号被保険者負担割合	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第1号被保険者負担分相当額	937,807,292	984,285,545	1,005,436,943	2,927,529,780

(7) 保険料収納必要額の推計

第1号被保険者負担分相当額と調整交付金相当額の合計から調整交付金見込額と準備基金取崩額の合計を引いた保険料収納必要額を計算すると、次のようになります。

(円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
第1号被保険者負担分相当額	937,807,292	984,285,545	1,005,436,943	2,927,529,780
調整交付金相当額	198,649,850	208,203,875	212,252,062	619,105,788
▲調整交付金見込額	72,706,000	76,619,000	76,411,000	225,736,000
財政安定化基金 拠出金見込額				0
財政安定化基金償還金				0
▲準備基金取崩額				149,000,000
審査支払手数料差引額	0	0	0	0
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政 安定化事業負担額				0
▲保険者機能強化推進 交付金等の交付見込額				0
保険料収納必要額				3,171,899,568

3 介護保険費用の見込み

(1) 保険料の賦課割合

国の標準9段階を踏襲し、高所得者層に新たな段階を設定して、10段階とします。

所得段階	区分		保険料率	年額	
第 1 段階	市民税 非課税 世 帯	・ 生活保護受給者 ・ 老齢福祉年金受給者 ・ 前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額 －分離譲渡所得に係る特別控除額」が80万円以下 の人	基準額 ×0.45 (0.30)	27,000円 (18,000円)	
第 2 段階		前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額－ 分離譲渡所得に係る特別控除額」が80万円を超え120 万円以下の人	基準額 ×0.625 (0.50)	37,500円 (30,000円)	
第 3 段階		前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額－ 分離譲渡所得に係る特別控除額」が120万円を超える 人	基準額 ×0.75 (0.70)	45,000円 (42,000円)	
第 4 段階	市民税 課 税 世 帯	本 人 市民税 非課税	前年の「課税年金収入額＋その他の合計 所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除 額」が80万円以下の人	基準額 ×0.9	54,000円
第 5 段階			前年の「課税年金収入額＋その他の合計 所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除 額」が80万円を超える人	基準額 ×1.0	60,000円
第 6 段階		本 人 市民税 課 税	前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に 係る特別控除額」が120万円未満の人	基準額 ×1.2	72,000円
第 7 段階			前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に 係る特別控除額」が120万円以上200万円 未満の人	基準額 ×1.3	78,000円
第 8 段階			前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に 係る特別控除額」が200万円以上300万円 未満の人	基準額 ×1.5	90,000円
第 9 段階			前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に 係る特別控除額」が300万円以上500万円 未満の人	基準額 ×1.7	102,000円
第10段階			前年の「合計所得金額－分離譲渡所得に 係る特別控除額」が500万円以上の人	基準額 ×1.8	108,000円

※第1段階から第3段階の保険料については公費による軽減措置を実施（下段（ ）内）

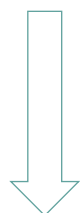
※その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得（所得税法第35条第2項第1号に掲げる額）を引いた額です。

※分離譲渡所得に係る特別控除額とは、公共事業の用地買収等の場合に、土地や建物を売って得られる分離譲渡所得に係る税額を軽減する控除の額です。

(2) 所得段階別被保険者数の推計

(人)

所得段階	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		合計		基準額 に対する 割合
第1段階	1,196	7.2%	1,198	7.2%	1,201	7.2%	3,595	7.2%	0.450
第2段階	1,061	6.4%	1,063	6.4%	1,065	6.4%	3,189	6.4%	0.625
第3段階	997	6.0%	999	6.0%	1,001	6.0%	2,997	6.0%	0.750
第4段階	1,712	10.3%	1,715	10.3%	1,719	10.3%	5,146	10.3%	0.900
第5段階	3,669	22.1%	3,678	22.2%	3,684	22.1%	11,031	22.1%	1.000
第6段階	3,470	20.9%	3,477	20.9%	3,485	20.9%	10,432	20.9%	1.200
第7段階	2,305	13.9%	2,309	13.9%	2,314	13.9%	6,928	13.9%	1.300
第8段階	1,163	7.0%	1,165	7.0%	1,168	7.0%	3,496	7.0%	1.500
第9段階	605	3.7%	606	3.6%	607	3.6%	1,818	3.6%	1.700
第10段階	392	2.4%	393	2.4%	394	2.4%	1,179	2.4%	1.800
合計	16,570	100.0%	16,603	100.0%	16,638	100.0%	49,811	100.0%	



第1号被保険者の数を所得段階に応じて補正
それぞれの基準額に対する割合（保険料率）に第1号被保険者数を
乗じて得た数を合計したもの

(人)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
所得段階別 加入割合補正後の 第1号被保険者数	17,798	17,833	17,871	53,503

(3) 保険料の算定

保険料収納必要額から保険料収納率と所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数と月数を除した保険料基準額を計算すると、今後3年間の保険料は月額5,000円となります。

【第1号被保険者の保険料基準額】

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
保険料収納必要額				3,171,899,568円
保険料収納率				98.81%
所得段階別 加入割合補正後の 第1号被保険者数				53,503人
月数				12カ月
保険料基準額（月額）				5,000円

【第1号被保険者の保険料額】

	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度	
	保険料率	保険料額（年額）
第1段階	0.450	27,000円
第2段階	0.625	37,500円
第3段階	0.750	45,000円
第4段階	0.900	54,000円
第5段階	1.000	60,000円
第6段階	1.200	72,000円
第7段階	1.300	78,000円
第8段階	1.500	90,000円
第9段階	1.700	102,000円
第10段階	1.800	108,000円

【準備基金取崩額の影響（参考）】

	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度
算定上の保険料額 （月額）	5,235円
準備基金取崩影響額	235円
保険料額（月額）	5,000円

第6章 介護給付等に要する費用の適正化

(第5期湖西市介護給付適正化計画)

1 要介護認定の適正化

(1) 認定調査の結果についての保険者による点検等

取組と検証

- ◆ 認定結果の全件点検を行い、点検の結果に基づいて適宜補正して、調査員間の差異を補正しています。
- ◆ 点検を行う職員の継続した人材育成が課題です。

実施事業		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
調査結果の点検	計画値	全件点検	全件点検	全件点検
	実績値	全件点検	全件点検	全件点検
点検結果の分析および 認定調査員への伝達	計画値	年1回以上	年1回以上	年1回以上
	実績値	年1回以上	年1回以上	年1回以上

取組内容

- ◆ 引き続き、直営・委託ともに職員による点検を全件実施します。
- ◆ 点検の結果修正が多い事項等を分析し、認定調査員に伝達します。

実施事業	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
調査結果の点検	全件点検	全件点検	全件点検
点検結果の分析および 認定調査員への伝達	年1回以上	年1回以上	年1回以上

（２）要介護認定の適正化に向けた取り組み

取組と検証

- ◆ 各種研修には、調査員、認定審査会委員ともに、参加を依頼しています。
- ◆ 「業務分析データ」を活用し、全国の保険者との比較分析を行い、調査時の判断に偏りが出ないように調査員へ指導を行うことで、全国結果との格差是正を図っています。
- ◆ 分析結果の認定審査会の審議への活用が課題です。

実施事業		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
県主催の研修への参加	計画値	毎回1名以上	毎回1名以上	毎回1名以上
	実績値	審査会委員9名 調査員5名	審査会委員10名 調査員5名	審査会委員5名 調査員2名
全国の保険者との 格差分析等を行い、 分析結果を認定調査員 および審査会委員に伝達	計画値	年2回	年2回	年2回
	実績値	年2回	年2回	年2回

取組内容

- ◆ 県主催の認定調査員研修、認定審査会委員研修および認定審査会事務局適正化研修を受講します。
- ◆ 半年ごとに提供される「業務分析データ」を基に、全国の保険者との格差分析等を行い、分析結果を認定調査員および審査会委員に伝達します。

実施事業	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
県主催の研修への参加	毎回1名以上	毎回1名以上	毎回1名以上
全国の保険者との 格差分析等を行い、 分析結果を認定調査員 および審査会委員に伝達	年2回	年2回	年2回

2 ケアプランの点検

取組と検証

- ◆ 経験年数の浅い介護支援専門員に対して、各事業所の主任ケアマネジャー同席のもと、ケアプラン点検を行い、助言と支援を行いました。
- ◆ サービス事業所からの相談で介護支援専門員を選定しケアプランを点検した上で助言を行いました。
- ◆ 点検指導を行う職員の人材確保が課題です。

実施事業		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
ケアプラン点検の実施 (対面での助言・支援)	計画値	月 1 件	月 1 件	月 1 件
	実績値	年 2 件	年 1 件	年 1 件

取組内容

- ◆ 対象とする居宅介護支援事業所に対して適正化システムを活用して、事前にケアプランの提出を求めます。事前に内容を確認した上で事業所を訪問し介護支援専門員への助言、支援を行います。
- ◆ より効果的な助言・支援が行えるよう、市内の主任介護支援専門員と協力して、市内の介護支援専門員の資質向上を図ります。

実施事業	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
ケアプラン点検の実施 (対面での助言・支援)	年 3 件	年 3 件	年 3 件
主任介護支援専門員と 協力した点検の実施	年 1 件	年 1 件	年 1 件

3 住宅改修等の点検

（1）住宅改修の点検

取組と検証

- ◆ 書面より改修内容を全件点検しました。
- ◆ 申請書類だけでは把握が困難な案件や申請内容に疑義がある案件、高額な工事、複雑な改修内容の案件は担当の介護支援専門員に確認しました。
- ◆ 職員が行う訪問調査に合わせて改修箇所の利用状況を確認しました。
- ◆ 現地調査を行い、適正であるかチェックをさらに行っていく必要があります。

実施事業		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
書面点検	計画値	全件実施	全件実施	全件実施
	実績値	全件実施	全件実施	全件実施
現地調査	計画値	年15件	年15件	年15件
	実績値	年8件	年3件	年10件

取組内容

- ◆ 書面による点検を全件実施します。
- ◆ 改修の必要性が書面から判断しづらい事案、高額な事案等について、施工前または施工後の現地確認を実施します。
- ◆ 点検にあたりリハビリテーション専門職の支援を受けられる体制の構築を検討します。

実施事業	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
書面点検	全件実施	全件実施	全件実施
現地調査	年3件	年5件	年7件

(2) 福祉用具購入・貸与の点検

取組と検証

- ◆ 福祉用具購入については、書面による用具の必要性について全件点検するとともに、書面だけでは把握が困難な案件や申請内容に疑義がある案件等を選定し、介護支援専門員への確認、事業者に対する問い合わせ、利用者宅への訪問による実態調査などを実施しました。
- ◆ 貸与については訪問調査時に利用状況を確認しました。

実施事業		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
書面点検	計画値	全件実施	全件実施	全件実施
	実績値	全件実施	全件実施	全件実施
事業所等への問合せ または現地調査	計画値	年15件	年15件	年15件
	実績値	年2件	年0件	年10件

取組内容

- ◆ 購入については書面による点検を全件実施します。
- ◆ 短期間で再購入された事案、認定調査の際に把握した受給者状況と利用する用具の関連性に疑義のある事案、国が公表する全国平均価格と乖離した金額で貸与されている事案等について、事業所や介護支援専門員への問合せや利用状況の現地調査を実施します。
- ◆ 点検にあたりリハビリテーション専門職の支援を受けられる体制の構築を検討します。

実施事業		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
書面点検		全件実施	全件実施	全件実施
事業所等への問合せ または現地調査		年3件	年5件	年7件

4 縦覧点検・医療情報との突合

（1）縦覧点検

取組と検証

- ◆ 静岡県国民健康保険団体連合会への委託により4帳票の点検を実施しました。
- ◆ 委託対象外の帳票のうち2帳票については職員による点検を実施しました。

実施事業		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
静岡県国民健康保険団体 連合会への委託の実施	計画値	委託の実施	委託の実施	委託の実施
	実績値	委託の実施	委託の実施	委託の実施
市職員による点検	計画値	2帳票 年2回以上	2帳票 年2回以上	2帳票 年2回以上
	実績値	2帳票 年1回実施	実施なし	2帳票 年1回実施

取組内容

- ◆ 静岡県国民健康保険団体連合会への委託により4帳票の点検を実施します。
- ◆ 委託対象外の「要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表」及び「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」の帳票については、職員による点検を実施します。

実施事業	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
静岡県国民健康保険団体 連合会への委託の実施	委託の実施	委託の実施	委託の実施
市職員による点検	年2回以上	年2回以上	年2回以上

(2) 医療情報との突合

取組と検証

- ◆ 静岡県国民健康保険団体連合会への委託により実施しました。

実施事業		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
静岡県国民健康保険団体 連合会への委託の実施	計画値	委託の実施	委託の実施	委託の実施
	実績値	委託の実施	委託の実施	委託の実施

取組内容

- ◆ 静岡県国民健康保険団体連合会への委託により点検を実施します。

実施事業	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
静岡県国民健康保険団体 連合会への委託の実施	委託の実施	委託の実施	委託の実施

5 介護給付費通知

取組と検証

- ◆ 年に1回サービス利用状況の確認および事業者からの不適正な請求の防止の啓発を図るためサービス費用の内訳等を利用者に通知しました。
- ◆ 通知の内容が十分理解されず、問い合わせが発生するケースがあり、わかりやすい通知文の作成が課題となっています。

実施事業		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
介護給付費通知の実施	計画値	年1回	年1回	年1回
	実績値	年1回	年1回	年1回

取組内容

- ◆ 全ての受給者に対して、介護給付費通知を送付します。
- ◆ 介護給付費通知の趣旨や通知の見方を解説した通知文の内容を検討し、制度の理解を図ります。

実施事業	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付費通知の実施	年1回	年1回	年1回

6 給付実績の活用

取組と検証

- ◆ 静岡県国民健康保険団体連合会の「介護給付適正化システム」から出力される帳票を点検して、請求内容が適正であるか確認しました。
- ◆ 静岡県国民健康保険団体連合会が開催する研修会への参加や、同会が作成したマニュアルを活用して点検を実施する職員の育成を行いました。

実施事業		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
介護給付適正化システム から出力される 帳票の点検	計画値	6 帳票 年 3 回	6 帳票 年 3 回	6 帳票 年 3 回
	実績値	3 帳票 年 3 回	1 帳票 年 2 回	3 帳票 年 1 回

取組内容

- ◆ 静岡県国民健康保険団体連合会の「介護給付適正化システム」から出力される帳票を点検して、請求内容が適正であるか引き続き確認します。
- ◆ 静岡県国民健康保険団体連合会が開催する研修会への参加や、同会が作成したマニュアルを活用して点検を実施する職員の育成を引き続き行います。

実施事業	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付適正化システムから 出力される帳票の点検	4 帳票 年 3 回	4 帳票 年 3 回	4 帳票 年 3 回

7 要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

取組と検証

- ◆ 調査員間で話し合いを適宜行い、作成する調査票の質を高めることで調査票の点検、修正に要する時間の短縮を図っています。
- ◆ 未処理件数を毎月集計し、進捗管理を行うことで、未処理件数の増加等を速やかに把握し、分析し、早期の対策につなげています。
- ◆ 調査員の確保と、継続して人材育成していくことが課題です。

実施事業		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
要介護認定の申請から 結果通知までの 平均処理期間の短縮	計画値	37.0日	36.5日	36.0日
	実績値	35.6日	40.2日	37.2日

取組内容

- ◆ 認定調査員間での話し合いを適宜行い、作成する調査票の質を高めることで、調査票の点検、修正に要する時間の短縮を図ります。
- ◆ 未処理件数を毎月集計し、進捗管理を行うことで、未処理件数の増加等を速やかに把握・分析し、早期の対策につなげます。
- ◆ 令和3年度は「新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取り扱いについて（その4）」に基づき、要介護認定及び要支援認定の有効期間を12か月間延長できるとしたことから、認定調査の件数が増加することが見込まれるため、外部委託する事業所数を3事業所に増やし、申請から結果通知まで日数の短縮を検討します。

実施事業	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
要介護認定の申請から 結果通知までの 平均処理期間の短縮	37.0日	36.5日	36.0日

第7章 計画の推進体制

1 総合的な推進体制の構築

庁内関係各課との連携だけではなく、地域住民、社会福祉協議会、サービス提供事業者、静岡県、近隣市町等、様々な関係機関・団体と連携しながら、効果的・効率的な計画の推進を図ります。

(1) 庁内関係各課との連携

各担当課の専門性を活かすとともに、長寿介護課を中心に保険年金課や地域福祉課や健康増進課をはじめとする庁内関係各課との連携・調整を図ります。

(2) 地域との連携

地域住民や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、老人クラブ、社会福祉協議会やサービス提供事業者等との連携強化を図ります。

(3) 県および近隣市町との連携

市単独では対応できない問題や広域的な対応が必要な問題にも対応できるよう、県および近隣市町との連携強化を図ります。

2 計画の評価・検証

市民が参画する湖西市高齢者プラン推進委員会や湖西市地域包括支援センター運営協議会において、評価・検証を行います。また、地域住民、保健、医療等多方面の代表者から助言並びに意見を聴取することにより、様々な角度から計画を検証していきます。

評価・点検にあたっては、施策の進捗状況を把握し、改善する仕組みであるPDCAサイクルを確立し、効果的・効率的に計画を推進していきます。

3 計画の周知・啓発

本計画については、広報やウェブサイト等の様々な情報媒体を用いるとともに、サービス提供事業者やケアマネジャー等の関係機関、老人クラブ、地区社協等に対する説明を行うことで、計画の周知・啓発を図ります。

資料編

1 策定経過

年月日	内容
令和2年1月10日～ 令和2年1月31日	高齢者一般調査：65歳以上の高齢者800人 在宅要支援認定者調査：在宅の要支援認定者200人 総合事業対象者調査：総合事業の対象者200人 在宅要介護認定者調査：在宅の要介護認定者800人
令和2年10月29日	湖西市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 第1回策定委員会 ・ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・ 高齢者保健福祉に関するアンケートについて ・ 湖西市地域支援事業状況概要について ・ 介護保険事業計画の目標と現状について ・ その他
令和2年12月24日	湖西市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 第2回策定委員会 ・ こさい高齢者プラン（令和3年度～令和5年度）の策定について ・ 今後のスケジュールについて
令和3年2月1日～ 令和3年3月2日	パブリックコメント

2 湖西市高齢者プラン推進委員会委員名簿

任期：平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

	氏 名 (敬称略)	団体・所属	備考
地域住民 組織 および 介護保険 被保険者 の代表	板 倉 福 男	湖西市自治会連合会代表	令和2年 10月1日～
	杉 浦 徹 衛	湖西市老人クラブ連合会代表	
保健、 医療 および 福祉 の関係者	佐 藤 幸 夫	湖西市社会福祉協議会代表	委員長
	牛 田 知 宏	湖西市医会代表	
	尾 崎 宏 嘉	浜名歯科医師会代表	
	塩 野 州 平	浜松市薬剤師会 湖西支部代表	
	井 川 あい子	湖西市民生委員・児童委員協議会代表	副委員長
	菅 沼 武 彦	湖西市身体障害者福祉協会代表	
	小 川 正 博	社会福祉法人 寿宝会 代表	
	浅 井 恵 子	地域密着型サービス事業所代表	

3 施設一覧（令和2年12月時点）

【地域包括支援センター】

名称	住所	電話
地域包括支援センター 湖西白萩	湖西市太田450-1	053-573-2050
地域包括支援センター 光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-5454
地域包括支援センター 燦光	湖西市新居町新居1800-1	053-594-7474
地域包括支援センター 恵翔苑	湖西市新居町中之郷3636番地21	053-595-1114

【訪問介護】

名称	住所	電話
こさいホームヘルプステーション	湖西市新所838番地	053-573-2630
在宅介護センターアイケア湖西	湖西市吉美3270-5	053-574-3300
湖西市社協介護センターこさい	湖西市古見1044番地	053-575-3294

【訪問入浴】

名称	住所	電話
湖西市社協介護センターこさい	湖西市古見1044番地	053-575-3294

【訪問看護】

名称	住所	電話
訪問看護ステーション 湖西	湖西市鷺津1191-1-303	053-488-7770
湖西市訪問看護ステーション	湖西市古見1044	053-574-2940
訪問看護ステーション はまな	湖西市新所岡崎梅田入会地15番地の70	053-573-0333

【訪問リハビリテーション】

名称	住所	電話
介護老人保健施設まんさくの里 訪問リハビリテーション	湖西市岡崎1353-1	053-572-3911

【通所介護】

名称	住所	電話
デイサービスセンター 湖西白萩	湖西市太田450-1	053-573-2003
日ノ岡デイサービス	湖西市岡崎2254-2	053-573-2252
ケアステーションあさひ湖西	湖西市鷺津2688番1	053-574-2720
老人デイサービスセンター光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-4511
デイサービスセンター ひなたぼっこ	湖西市岡崎1708番地の4	053-578-1351
一円荘デイサービスセンター	湖西市白須賀3986-7	053-579-3901
デイサービス郷美の浜	湖西市新居町新居字新弁天3394-4	053-592-8110
湖西市社協介護センターあらい	湖西市新居町浜名575番	053-594-5000
あらいデイサービスセンター	湖西市新居町新居1800番地の1	053-594-7762
デイサービス のどか	湖西市新居町中之郷1605-13	053-594-8110
デイサービスサンシティあらい	湖西市新居町新居117-3	053-595-0777
デイサービスセンター恵翔苑	湖西市新居町中之郷3636番地21	053-595-1112

【通所リハビリテーション】

名称	住所	電話
介護老人保健施設まんさくの里 通所リハビリテーション	湖西市岡崎1353-1	053-572-3911
浜名病院 通所リハビリテーション センター こでまり	湖西市新所岡崎梅田入会地15番地の 70	053-573-0088

【短期入所生活介護】

名称	住所	電話
ショートステイ湖西白萩	湖西市太田450-1	053-573-2000
老人短期入所事業光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-4511
短期入所施設燦光	湖西市新居町新居1800番地の1	053-594-5655
ショートステイ恵翔苑	湖西市新居町中之郷3636番地21	053-595-1111

【短期入所療養介護】

名称	住所	電話
介護老人保健施設まんさくの里	湖西市岡崎1353-1	053-572-3911
浜名病院介護医療院	湖西市新所岡崎梅田入会地15番地の 70	053-577-2333

【福祉用具貸与】

名称	住所	電話
ダスキンヘルスレント 浜名湖ステーション	湖西市新居町中之郷4069	053-543-6005
株式会社 松井住設	湖西市神座411-2	053-578-0298
有限会社 暉サービス	湖西市新居町浜名828	053-595-1630

【特定福祉用具販売】

名称	住所	電話
ダスキンヘルスレント 浜名湖ステーション	湖西市鷺津1191-1	053-576-8200
有限会社 山口燃料	湖西市新居町新居898-7	053-594-0035

【地域密着型通所介護】

名称	住所	電話
高齢者自立支援センター ねこのて	湖西市新居町中之郷92-7	053-522-7773
デイサービス あおいくま	湖西市新居町新居896-69	053-570-3664
R.Yリハビリセンター	湖西市湖西市鷺津5273	053-571-7200
デイサービス陽菜	湖西市古見124-4	053-574-1550
でいの楽園	湖西市鷺津分川3085	053-574-2687
ふじの花通所介護事業所	湖西市鷺津1095-13	053-576-4687
浜名デイサービスセンターなでしこ	湖西市梅田490番地の1	053-577-1105
リビングデイサービスラルゴ	湖西市新居町新居字新弁天3394-4	053-592-8810
駅前デイサービス健康広場	湖西市新居町新居3379-11	053-594-6226
デイサービス すず	湖西市古見996-1	053-596-9747
あおいそらデイサービス	湖西市古見1034-7サンライズヤマヤ 103	053-575-7050

【小規模多機能型居宅介護】

名称	住所	電話
おかさき小規模多機能ホーム	湖西市岡崎949-1	053-573-3800
一円荘小規模多機能ホーム	湖西市白須賀3986-7	053-579-3902
サンシティあらい	湖西市新居町新居117-3	053-595-0888

【介護老人福祉施設】

名称	住所	電話
特別養護老人ホーム湖西白萩	湖西市太田450-1	053-573-2000
特別養護老人ホーム光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-4511
特別養護老人ホーム燦光	湖西市新居町新居1800番地の1	053-594-5655
特別養護老人ホーム恵翔苑	湖西市新居町中之郷3636番地21	053-595-1111
地域密着型特別養護老人ホーム寿松園	湖西市岡崎602-1	053-488-5311

【介護老人保健施設】

名称	住所	電話
介護老人保健施設まんさくの里	湖西市岡崎1353-1	053-572-3911

【介護医療院】

名称	住所	電話
浜名病院介護医療院	湖西市新所岡崎梅田入会地15番地の70	053-577-2333

【居宅介護支援】

名称	住所	電話
浜名居宅介護支援センター	湖西市新所岡崎梅田入会地15番地の70	053-573-0700
ケアプランセンター湖西白萩	湖西市太田450-1	053-573-2001
ケアプランセンター陽菜	湖西市古見124-4	053-574-1550
湖西市社協介護センターこさい	湖西市古見1044番地	053-575-3294
光湖苑在宅介護支援センター	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-4512
湖西市社協介護センターあらい	湖西市新居町浜名575	053-594-5000
あらい居宅介護支援センター	湖西市新居町新居1800番地の1	053-594-7761
居宅介護支援事業所サンシティあらい	湖西市新居町新居117-3	053-595-0050
居宅介護支援事業所恵翔苑	湖西市新居町中之郷3636番地21	053-595-1113

【サービス付き高齢者住宅】

名称	住所	電話
ふるさとホーム湖西	湖西市鷲津2688-1	053-574-2722
ふじの花	湖西市鷲津1095-13	053-576-4687

【住宅型有料老人ホーム】

名称	住所	電話
住宅型有料老人ホームマコDEホーム弁天	湖西市新居町新居字新弁天3394-4	053-592-8110

【軽費老人ホーム】

名称	住所	電話
ケアハウス燦光	湖西市新所838	053-573-2620

【認知症対応型通所介護】

名称	住所	電話
老人デイサービスセンター光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-4511

【認知症対応型デイ】

名称	住所	電話
愛の家デイサービス湖西	湖西市鷲津2522-33	053-574-0600
光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-4511

【認知症対応型共同生活介護】

名称	住所	電話
日ノ岡グループホーム	湖西市岡崎2254-2	053-573-2254
おかさきグループホーム	湖西市岡崎949-1	053-573-3800
愛の家グループホーム湖西	湖西市鷲津2522-33	053-574-0600
一円荘グループホーム	湖西市白須賀3986-7	053-579-3902
グループホームサンシティあらい	湖西市新居町新居117-3	053-595-0050

【認知症カフェ】

名称	住所	電話
オハナカフェ	湖西市岡崎2254-2 日ノ岡デイサービス	053-573-2254
一円荘カフェ	湖西市白須賀3986-7 一円荘 白須賀	053-579-3902
カフェ燦光	湖西市新居町新居1800-1 あらいデイサービスセンター	053-594-7474
ひまわりカフェ（横須賀神社ひろば）	湖西市新居町中之郷3636-21	053-595-1114
ひまわりカフェin表鷺津 （表鷺津多目的ホール）	湖西市新居町中之郷3636-21	053-595-1114

【認知症初期集中支援チーム】

名称	住所	電話
認知症初期集中支援チーム 湖西白萩	湖西市太田450-1	053-573-2050
認知症初期集中支援チーム 光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-5455
認知症初期集中支援チーム 燦光	湖西市新居町新居1800-1	053-594-7474
認知症初期集中支援チーム 恵翔苑	湖西市新居町中之郷3636番地21	053-595-1114

【認知症地域支援推進員】

名称	住所	電話
認知症地域支援推進員 湖西白萩	湖西市太田450-1	053-573-2050
認知症地域支援推進員 光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地17-20	053-577-5455
認知症地域支援推進員 燦光	湖西市新居町新居1800-1	053-594-7474
認知症地域支援推進員 恵翔苑	湖西市新居町中之郷3636番地21	053-595-1114

【高齢者関連施設】

名称	住所	電話
老人福祉センター	湖西市新居町浜名643-1	053-594-5554
はつらつセンター（介護予防拠点施設）	湖西市入出1801	053-578-1118

4 用語解説

あ行

NPO法人

民間非営利組織のこと。医療・福祉、環境、文化・芸術、まちづくり、教育等様々な分野で活躍する民間の営利を目的としない組織をいう。特定非営利活動促進法によって法人の設立が認められている。

か行

介護保険事業計画

市町村が保険者として介護保険を実施していくために策定する行政計画のこと。介護が必要な高齢者の数の把握、在宅サービスの必要量の算定、提供できるサービス量の把握、介護サービスの基盤整備のための量的な目標の設定、介護保険料の算定等を主な内容としている。

介護保険制度

加齢に伴う疾病等により要介護状態となり、医療や入浴、排せつ、食事等の介護を必要とすることになった人を対象に、これらの人がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健・医療・福祉サービスの給付を行う制度。

介護予防

家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長および要介護状態の予防を行うこと。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が事業主体となり、地域の実情に応じて、その人の状態や必要性に合わせた様々なサービスを提供する事業。要支援に認定された人や生活機能の低下がみられる人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービスおよび訪問型サービス）」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」の2つで構成され、介護予防と日常生活の自立を支援する。

ケアプラン

要介護者等の心身の状況、環境、本人や家族の希望を踏まえ、利用するサービス等の種類・内容・担当者等を定めた計画のこと。

ケアマネジャー

要介護者等からの相談に応じて適切なサービスが利用できるよう、居宅介護支援（介護予防支援）によるサービス計画（ケアプラン）を作成したり、市町村や事業者との連絡調整を行う専門職。

高額介護サービス費

要介護者が居宅サービスと施設サービスに対して支払った自己負担額が、一定額を超えた時に、超えた分が介護保険から払い戻される。ただし、この自己負担額には日常生活費や施設における標準負担額は含まれない。

後期高齢者

75歳以上の人。

さ行

財政安定化基金

市町村保険財政の安定化を図り、その一般会計からの繰り入れを回避することを目的とし、国・都道府県・市町村が各々3分の1ずつ拠出して都道府県に設置する。市町村の拠出金は、第1号被保険者の保険料を財源とする。

作業療法士

手芸や工作、治療的ゲームなどを用いて、応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図る訓練を行う専門職のこと。

社会福祉協議会

地域の実情に応じて福祉事業を行う民間の自主的組織で、ほぼ全国の都道府県、市町村に設置されている。各種の在宅福祉サービスも提供している。

住宅改修

手すりの取り付けや段差解消の工事等により、要介護の方の自立を助け、QOL（クオリティー・オブ・ライフ＝生活の質）を高めることを目的とした改修工事を行うサービスで、要した費用の9割（18万円を上限）を支給することにより、在宅の介護を支援する。

シルバー人材センター

定年退職後の高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を確保し、これらを提供することにより高齢者の就業機会の増大を図り、あわせて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした団体。

生活支援コーディネーター

地域における助け合い・支え合いの仕組みづくりの調整役を担う人材のこと。地域をより良いものとするために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる役割を担う。

生活習慣病

食習慣・喫煙・飲酒等の生活習慣がその発症、進行に関与する疾患の総称（肥満、高血圧、循環器病等）。加齢に着目した疾患群を指す成人病とは概念的に異なるが、含まれる疾患の多くが重複する。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害のある人および精神障害のある人等で判断能力が不十分な状態にある人の財産管理や介護サービス、障害者福祉サービスの利用契約等を成年後見人等が行い、このような人を保護する制度。

前期高齢者

65～74歳の人。

た行

第1号被保険者

市町村の住民のうち65歳以上の人。第1号被保険者の保険料は、各市町村ごとに定める所得段階別の保険料を年金天引き等により納付する。日常生活において支障のある要介護状態になったときは、市町村の認定を経て介護保険サービスが受けられる。

団塊の世代

昭和22～24年（1947～1949年）頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進める地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

地域支援事業

介護予防の視点から創設された事業。これまでの高齢者保健福祉サービス等から移行してきたものも含まれるが、事業内容が拡充されている。

地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態もしくは要支援状態となることの予防または要介護状態もしくは要支援状態の軽減もしくは悪化の防止をいう）、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業のうちの包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行う。

地域密着型サービス

高齢者の要介護度が重くなっても、遠方の施設に入所するのではなく、できる限り住み慣れた地域や自宅で生活を継続できるように支援するサービス。原則としてその市町村の被保険者のみが利用でき、事業者の指導、監督、指定等の権限が市町村にある。

チームオレンジ

診断後の早期の空白期間等における心理面・生活面の早期からの支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ研修を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

調整交付金

国が市町村に交付する基金で、介護給付と予防給付に要する費用の100分の5。その額は、①要介護等の出現率の高い後期高齢者の加入割合の相違、②第1号被保険者の負担能力の相違、③災害時の保険料減免等の特殊な場合を考慮して政令で定められている。

特定福祉用具

介護に必要な用具で利用者の肌が直接触れる福祉用具のこと。入浴または排せつに使うポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助用具等厚生労働大臣が定める福祉用具。

な行

日常生活圏域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案して、住民が日常生活を営んでいる地域を「日常生活圏域」として設定し、その中で高齢者への居宅系サービス、介護予防サービスを提供していこうとするもの。

認知症

新しいことを学習するのが困難となり、最近のことをよく忘れる。社会的関心が乏しくなり、複雑な行為ができなくなる。思考がまとまらず、しばしば同じことを繰り返すなどの症状を呈し、進行すると、思考や判断力はいっそう低下し、関心や自発性もなくなり、記憶障害も重度となる。介助がなければ食事、排せつ等身の回りのことができなくなる状態をいう。

認知症ケアパス

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ。認知症の人の生活機能障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかを提示するもの。

認知症サポーター

認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティア。

は行

パブリックコメント

公衆（市民など）の意見のこと。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に寄せられた意見を指す。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続は、行政が政策、制度等を決定する際に、公衆の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのことである。

P D C A サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

避難行動要支援者名簿

高齢者、障害のある人など、災害から自らを守るための一連の行動を取るのに支援を要する人を把握し、災害時の必要な措置を実施するための基礎とする名簿のこと。

フレイル

日本老年医学会が提唱した用語で、『フレイル診療ガイド2018 年版』（日本老年医学会／国立長寿医療研究センター、2018）によると「要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する」と定義されている。

ボランティア

自主的に社会事業等に参加し、無償の奉仕活動をする人。

ま行

民生委員・児童委員

地域において福祉全般の相談に気軽に応じるボランティア。地域住民の生活状態を常に把握していて、関係施設と密に連絡を取り合う。推薦により3年任期で、厚生労働大臣からの委嘱を受けている。

や行

ユニバーサルデザイン

高齢であることや障害の有無等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

要介護者

①要介護状態にある65歳以上の人、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因が脳血管疾患、若年性認知症、がん末期をはじめとする16の特定疾病のいずれかによって生じたものである人。

要介護状態

身体または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、3ヵ月から6ヵ月の期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて5段階の要介護状態区分のいずれかに該当する人。

要支援・要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者が要介護者に該当することおよびその該当する要支援・要介護状態区分について市町村の認定を受けること。

ら行

理学療法士

医師の指示のもと、基本的動作能力の回復を図るため、治療体操や運動、マッサージなどを行い、機能回復訓練を行う専門職のこと。

こさい高齢者プラン

湖西市老人福祉計画・湖西市介護保険事業計画
令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

発行：湖西市 健康福祉部 長寿介護課
〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地
TEL：053-576-1104 ／ FAX：053-576-1220

発行年月：令和3年3月
